

平成 25 年 3 月 7 日

第 1 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成25年3月7日(木) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	門 瀧雄	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	志村 忠昭
11番	尾崎 忠義	12番	渡邊美喜子
13番	庄野 克宏	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	亀井 孝行
教 育 長	田尾 勝
監査委員	三宅 富男
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	神原 宏一
福祉保健課長	山下 俊和
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	岡 敦憲
消 防 長	高島 忠実
上下水道課長	矢野 孝雄
教育課長	矢野 修司

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 09 時 00 分

議長（門 瀧雄）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、ご参集を頂きまして誠にありがとうございます。

ただ今より、平成 25 年多度津町議会第 1 回定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、おはようございます。

今日はちょっと暖かい感じが致しますけども、ついこの間 3 月の声を聞いてからも、北海道の方では吹雪で 8 名の方が命を無くしたり、また、東北地方や奥羽地方の方でも至上まれな豪雪という事で、随分と先が不安視されていましたが、今日あたり、昨日あたりからですかね、段々と暖かくなってきて、そういう峠も過ぎたのかなと、そしてこれからは、多度津の町花町木であります桜の季節に入るのかな、またそういう桃陵公園をはじめ多度津町の全体的な界限の中で、さくらがこれから私どもを楽しませてくれる季節になった、季節の移り変わりを肌で感じていておりますけれども、今日は平成 25 年の第 1 回の定例会を開催させて頂きます。議員の皆様のご出席を頂いております。どうか予算とか色々と議案がございます。慎重審議を頂きまして、この第 1 回の定例会が私どもにとっても、皆様方にとっても、有意義な定例会となります事を心から願って、期待をしております。よろしくお願い致します。

議長（門 瀧雄）

ただ今、出席議員は 14 名であります。

よって、地方自治法第 113 条の規定により、町議会第 1 回定例会は成立を致しました。

これより、町議会第 1 回定例会を開会致します。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、2 番 塩野拓二君、14 番 佐々木勇君を指名致します。

日程第 2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長（志村忠昭）

会期の件でございますが、本日 3 月 7 日より 3 月 19 日火曜日までの 13 日間とし、詳細については議長の方でお謀りをお願い致します。

議長（門 瀧雄）

ただ今、議会運営委員長発言の通り本定例会の会期は、本日より3月19日火曜日までの13日間とし、日程については、7日木曜日提案説明、8日休会、9日休会、10日休会、11日一般質問、12日総務教育常任委員会、13日総務教育常任委員会、14日休会、15日休会、16日休会、17日休会、18日休会、19日議案審議と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より3月19日までの13日間とし、先に言いました日程によることに決定致します。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。監査委員より、現金出納検査執行状況報告、及び平成24年度定期監査結果報告を受けております。

報告は印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

次に、去る2月25日に開催されました香川県町村議会議長会定例総会におきまして、志村忠昭君、尾崎忠義君、渡邊美喜子君の3名に、10年在籍の自治功労者として香川県町村議会議長会より表彰をされました。ここにご報告を申し上下るとともに、ただいまから表彰の伝達を行いたいと思います。

志村忠昭君、尾崎忠義君、渡邊美喜子君、前のほうへお進みください。

表 彰 状

仲多度郡多度津町議会副議長 志村忠昭殿。

あなたは長年にわたり町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成25年2月25日

香川県町村議会議長会会長 蓬 清二

(拍手)

表 彰 状

仲多度郡多度津町議会議員 尾崎忠義殿。

あなたは長年にわたり町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成25年2月25日

香川県町村議会議長会会長 蓬 清二

(拍手)

表彰状

仲多度郡多度津町議会議員 渡邊美喜子殿。

あなたは長年にわたり町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成 25 年 2 月 25 日

香川県町村議会議長会会長 蓬 清二

(拍手)

次に、去る 2 月 6 日に開催されました全国町村議会議長会におきまして、多度津町議会が、優良議会として表彰され、2 月 25 日の県議長会総会で、伝達されました。議長室に掛けておりますので報告しておきます。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

日程第 4 平成 25 年度施政方針についてであります。

町長の発言を求めます。

町長 (丸尾 幸雄)

おはようございます。まず最初に先ほど、永年の表彰を受けられました 3 名の議員さんに対しまして、心からお喜びを申し上げます。

また、議員様におかれましては、これからも切磋琢磨されて、多度津町の発展のためにご貢献を頂きたいと願っております。よろしくお願い致します。

それでは、始めさせていただきます。

本日、平成 25 年 3 月町議会定例会の開会にあたり、新しい年度に臨む所信の一端を述べますとともに、諸施策並びに平成 25 年度予算の概要についてご説明し、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が就任当初から常に心がけてまいりましたのは、町民の皆様が「夢と希望」を抱きながら、生き生きと明るく元気に暮らせるまちづくり、町民目線の行政運営であり、住民協働のまちづくりであります。

その取り組みの一つとして、一昨年より開催しております「対話集会」ですが、島嶼部 3 会場、陸地部 4 会場で行っており、この 2 年間で延べ約 350 名の住民のご参加と様々なご意見をいただきました。引き続き、「住民参加型の町政」を目指して、住民の皆様から、生の声をお聞きし、そのなかからいただいた貴重なご提言を本町の施策に活かせるよう、今後もその時代にあった「まちづくり」

に努めてまいりたいと思います。

これからも、職員共々一丸となって、重要課題の解決に誠心誠意取り組んでまいりる決意であります。一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、政府は、平成 25 年度における我が国経済について、世界経済の緩やかな回復が期待されるなか、「平成 25 年度の経済財政運営の基本的態度」に示された施策の推進等により、着実な需要の発現と雇用創出が見込まれ、国内需要主導で回復が進むと見通しており、国内総生産の実質成長率を 2.5%程度、名目成長率を 2.7 パーセント程度プラスに転じると見込んでいます。

このような中、政府は、平成 25 年度予算を、日本経済再生に向けて、緊急経済対策に基づく平成 24 年度補正予算と一体的なものとして、「15 ヶ月予算」として編成する一方で、財政健全化目標を見据え、前年度より引き締まった中身とし、「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」に重点化しました。その結果、予算総額を前年度比 2.5%増の 92 兆 6,115 億円としています。

一方、地方財政については、地方が安定的に財政運営を行うことができるように地方交付税等の一般財源について、前年度と同水準を確保していますが、防災・減災事業、地域活性化等の緊急課題への対応等に係る事業費の拡大、社会保障関係費の自然増により、前年度同様に財源不足が見込まれています。

これらを踏まえた平成 25 年度の地方財政計画の規模は、前年度に比べ、約 500 億円、0.1%増の 81 兆 9,100 億円、地方税や地方交付税などを併せた、いわゆる一般財源の総額は 59 兆 7,526 億円程度となっています。

また、地方交付税は、地方公務員の給与を国家公務員と同様に削減することを前提としたことにより、2.2%減の 17 兆 624 億円、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債につきましては、1.3%増の 6 兆 2,132 億円となっています。このような背景のもと、平成 25 年度本町の予算編成に当たりましては、限られた財源の中で、真に町民皆様のサービス向上に資する経費への財源の重点化を図り、事業の必要性や緊急性を見極め、効果的で効率的な予算配分に努めてまいりました。

歳入においては、その根幹であります町税が、法人町民税・たばこ税の増収を見込む一方、個人町民税・都市計画税の減収を見込み、町税全体では前年度比約 2,800 万円の増額となる見込であります。町税収入につきましては、年初に突然飛び込んできた、造船企業の多度津工場閉鎖もしくは売却方針という要素があり、今後の町税収入に大きな影を落としておりますのが、大きな懸念材料であります。

一方、地方交付税は、普通交付税で前年度比 1 億 4,500 万円、特別交付税は 500

万円の減額となる見込であります。また、町債については、道路整備事業債や港湾整備事業債、教育施設整備事業債、消防施設整備事業債、多度津中学校改築事業債等の増を見込んでおり、前年度比2億2,100万円の増額となりました。また、歳出においては、職員定数の削減や給与関係費の抑制などにより、人件費を約4,800万円減額したほか、補助費等についても約3,800万円の減額となりました。

しかしながら、平成25年度より本格的に工事が実施される多度津中学校改築事業や、福祉・医療などの社会保障費等の増加が顕著なものとなっており、歳出を抑制することには限界があり、引き続き、財政調整基金を取り崩さざるを得ない厳しい予算編成となりました。

その結果、平成25年度一般会計予算案は、前年度比3.4%増の76億7,000万円、予算規模では2億5,000万円の増額となりました。また、特別会計全体では、前年度比5.1%増の61億4,448万円、全会計合計では、前年度比4.1%増の138億1,448万円となっています。

次に、重点施策について、申し上げます。

1点目は、「災害に強いまちづくり」であります。

昨年は、前年に発生した東日本大震災を受け、「災害に強いまちづくり」を最重点課題として、地域の防災力の強化に取り組んでまいりました。

自主防災組織の結成を促し、組織の充実や防災体制の整備のため、防災資機材の助成を始めました。

土砂災害ハザードマップの整備を進めるとともに、地震により決壊したときには甚大な被害が想定される大規模なため池を対象に、「ため池ハザードマップ」も作成しております。

住民の方々の防災意識の向上や被害の軽減のため、今後周知をはかってまいります。

一方、一時避難場所を確保するために、新たに、民間の所有する施設も利用できるよう「災害時における一時避難所としての使用に関する協定」を、金剛禅総本山少林寺及び学校法人禅林学園と締結させていただきました。今後はさらに避難場所確保のため、民間との協力をひろげてまいります。

昨年は、中央防災会議において東海・東南海・南海地震の被害想定や、震源域等の見直しが行われ、香川県では、平成24年度末を目途に、被害想定の見直しが行われています。多度津町としましても香川県の見直し結果を踏まえて、関係機関・関係団体と協議しながら、地域防災計画の見直しを進めてまいります。さらに、国や県の動向を踏まえながら、地震のみならず様々な状況を想定した職員の対処訓練を実施するなど、災害時における組織機能の強化に努めたいと考えております。しかし、大災害が発生した場合、国や県・町の、いわゆる公

助には限界があり、自分の身は自分で守る「自助」、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々がお互いに協力し合う「共助」が大きな力となります。「自助」「共助」の活動を推進するためにも、今後も組織の育成や活動に対する支援を行ってまいります。

2点目は、「住民参画・住民協働のまちづくり」であります。

冒頭にも延べましたが、町政報告会や対話集会などの開催により、町行政情報を開示し、貴重なご意見やご要望をいただき、町政運営に反映してまいりました。本年も引き続き開催し、その上で、町の将来像を形成する新たな計画作成に向けての、行政パートナーとしての「まちづくり委員会」（仮称）の設立を目指してまいります。

第3点目は、「町おこし等観光行政の推進」であります。

多度津町には、連綿と続く歴史的資産、さらには近世以降、交通の要衝として栄えてきた、そういった時間の蓄積があります。JR多度津駅周辺の活性化、また歴史を生かした旧商店街の活用を図ってまいります。

また、本町においては、ぶどう、ミニトマトなど農産物、水産物の様々な特産品があります。こうした財産を活用しながら新たな産業を醸成、6次産業化することにより、観光と商業、農業、漁業をコラボレーションするなど、そうした活性化策を通じて多度津町を元気にしてまいります。

4点目は、「瀬戸内国際芸術祭」であります。

本年は『瀬戸内国際芸術祭 2013』が、3月20日から11月4日までの間、開催される年であります。本町におきましては、10月5日から11月4日までの31日間、高見島にて12の作品と1つのイベントが予定されております。これを機会に、多度津町の活性化に向け、関係諸団体とも連携をとりながら、現在ある観光資源を活用することはもとより、新たな観光資源の創造を目指しつつ、町内への交流人口の拡大を図り、成功に向けて最大限の努力に努めてまいります。続きまして、主要な施策について、第5次多度津町総合計画の基本計画に則り、ご説明申し上げます。

第1は、「住みよい都市基盤の整備」であります。

まず、「環境施策の推進」であります。

近年、社会経済活動や生活様式の変化に伴い、私たちはごみ問題や水質の悪化、大気汚染など様々な環境問題に直面しています。さらに、地球温暖化やオゾン層の破壊、異常気象など、地球規模に拡大した環境問題は、年々、深刻度を増しております。こうした中、本町は、平成12年に「環境のまち」宣言を行い、地球温暖化対策実行計画の実施をはじめ、各種環境施策を展開してまいりました。

さらに、平成21年度に策定した「多度津町環境基本計画」に基づき「環境・健

康・人」を重視したまちづくりを目指しています。

また、一昨年の中日本大震災による、原子力発電の見直し、夏場や冬場での電力需給の問題等、町民の電力に対する意識が高まる中、環境にやさしいクリーンエネルギーである住宅用太陽光発電システム設置者に対する補助を継続し、よりいっそうの温室効果ガス削減に努めてまいります。

「環境衛生の充実」につきましては、町民の皆様のご協力により、ごみの分別収集は定着していますが、循環型社会の形成に向け、さらなる分別の徹底を図り、ごみの減量化に有効な生ごみ処理容器購入助成金の活用を推進するとともに、新たに国が制定した「小型家電リサイクル法」の施行に向け、収集体制を整えリサイクルを推進し、環境負荷の軽減に努めてまいります。

また、ごみの不法投棄や野焼きの防止・啓発も進めるとともに、下水道整備区域外での合併処理浄化槽の普及を図ってまいります。

「公園・緑地・水辺の整備」につきましては、「桃陵公園」は言うに及ばず、「堀江公園」や「桜の森高原」、また、水環境創造事業として整備した「八幡の森ほたるの里」、「せせらぎ水路」、「親水公園」などは、町民の皆様に自然とふれあい、憩いを与える空間として親しまれているところであります。

「堀江公園」につきましては、遊具等を中心に保守点検を行い、「桜の森高原」については、昨年の住民対話集会で、桜の時期以外でも楽しめるよう花木等の整備要望がありましたが、新種のバラの苗木を、今年春ごろ、提供していただくことになりました。その整備も含め、今後も、地元自治会やボランティアの皆様のご協力をいただきながら、環境保全に努めてまいります。

さらに、町のシンボルである桜川については、桜川流域水環境推進協議会による、環境美化・啓発活動をはじめ、鮎やウナギなどの淡水魚の放流を行うことで、川に対する愛着を持ち、生活排水の改善や不法投棄を抑制し、一層の水質浄化を図ってまいります。

「水道事業」につきましては、渇水期においても安定して水道水を供給するために、朝日掘水源地の整備と大木水源地の改修を進めていきましたが、平成 24 年度をもって竣工いたします。住民生活や企業運営に支障をきたさないよう水道水の安定供給に努め、また、来る災害に備えて、老朽管の耐震化工事を計画的に進めてまいります。

今後も健全な水道経営を目指し、経費の削減と使用料金の収納率向上に努めてまいります。

「下水道事業」につきましては、平成 23 年度をもって下水道認可取得区域内の整備が完了し、今後は維持管理に重点を置いた事業を推進してまいります。まず平成 20 年度に創設された下水道長寿命化支援制度に基づき、平成 25 年度に新町雨水ポンプ場・堀江雨水第 1 ポンプ場・港町汚水中継ポンプ場の状況調査

を行い、平成 26 年度には下水道長寿命化計画を策定し、老朽化が進んだ施設等を改修してまいります。

また、下水道事業経営の健全化を図るため、未接続家屋の下水道接続に向けた啓発活動を行い、公平性の観点から、下水道使用料及び受益者負担金の収納率の向上に努めてまいります。

「町営住宅」につきましては、平成 23 年度に策定しました「多度津町町営住宅等長寿命化計画」に則り、老朽化した住宅の立替や既存住宅の改修・修繕等を計画的に進めてまいります。特に、既存住宅は老朽化に伴う修繕が増加しており、時期や手法を工夫しながら、効率的・効果的な修繕に努めてまいります。

「交通安全対策」につきましては、交通安全を守る会をはじめ、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、交通安全教室の開催や街頭指導など、各種交通安全活動を通じて、町民の交通安全意識の高揚や交通マナーの向上に努めてまいります。また、ガードレールやカーブミラーなど、交通安全施設の計画的な整備を行い、交通事故抑止に向けた対策を推進してまいります。

次に、「消防・救急体制の整備」であります。

災害時の防災拠点施設となる消防庁舎建設事業につきましては、昨年全員協議会において、庁舎本体に併せて、不可欠な付帯施設となります消防訓練施設と消防施設機器等の必要経費について、ご説明申し上げました。平成 25 年度は基本計画に基づき、早期に基本設計並びに実施設計を行い、平成 27 年度開庁に向けて、整備に努めてまいります。

また、消防救急無線のデジタル化につきましては、平成 23 年度繰越事業として、国の第 3 次補正である消防防災通信基盤整備補助金及び緊急防災・減災事業債を活用し、平成 24 年度で完了予定です。

通信指令業務の共同運用につきましては、関係消防本部により検討を重ねてまいりましたが、共同運用をすることで財政削減効果、運用の充実と効率化等、多面にわたる効果を得られるとの結論に至りました。平成 24 年 12 月定例会において、「丸亀市・善通寺市・多度津町消防通信指令事務協議会の設置に関する協議」について議会の議決を得ることができましたので、平成 25 年 1 月 25 日に 2 市 1 町の各市町長のもと、協議書に調印が交わされました。今後は、成立した協議会の中で具体的な規定を定めて平成 26 年度運用開始を目指し、迅速かつ確実な情報通信体制の確立に努めてまいります。

救急業務につきましては、高齢化を背景に、今後も増え続けると予測され、引き続き救急救命士の人材育成と再教育に努め、高度化する救急業務の強化に努めてまいります。

「道路・交通ネットワークの整備」であります。

県道関係につきましては、主要幹線道路のさぬき浜街道、多度津丸亀線、多度

津善通寺線、西白方善通寺線など暫時進捗しているところですが、尚いっそうの早期完成に向け、今後とも香川県に要望してまいります。

町道関係につきましては、継続事業の川西阿庄線は、浜街道のアクセス道路としての観点から早期完了を目指します。また、栄町地区において平成 24 年度より着手しました、町道 350 号線の拡幅工事は平成 25 年度で完了見込です。堀江地区ではシーサイドリンクス跡地周辺道路整備として、町道 7 号線の交差点改良工事を実施してまいります。

離島航路につきましては、島しょ部住民の不可欠な航路であります。今後も引き続き、離島振興の主旨に則り、その維持に努めてまいります。

「情報化の推進」につきましては、電子自治体の基盤構築をめざす国の方針を踏まえ、行政サービスの向上と、より効率的で、安全・安定性の高いシステムの構築に向けた取り組みを進めてまいります。また、行政運営の簡素化、効率化及び透明性並びに情報セキュリティの向上を図るとともに、平成 25 年 4 月より、多度津町ホームページをリニューアルし、町内外の皆様に分かりやすい町政情報の提供に努め、さらなる情報化を推進してまいります。

第 2 は、「人にやさしい社会づくりの推進」であります。

まず、「保健・医療」であります。

「福祉医療」につきましては、これまでも財政状況を考慮しながらも、制度拡充に努めてきたところであります。平成 25 年度からは新たに乳幼児医療費助成制度を拡充し、「子育て支援医療費助成制度」として、中学校卒業までの入院に係る医療費について助成を始めることとしています。本年 4 月診療分から対象となり、広報周知をはじめ、制度に係る準備作業を進めてまいります。

「国民健康保険」につきましては、医療費が増加の一途をたどり、財政的に年々厳しさを増す中、医療費を抑制し、適正化を図ることが重要であります。そのため、特定健康診査や特定保健指導の推進、レセプト点検の徹底、ジェネリック医薬品の普及啓発等、様々な施策を展開しています。

特定健康診査や特定保健指導につきましては、平成 25 年度から 5 年間で計画期間とする「第 2 次特定健康診査等実施計画」を策定し、受診期間の拡大や未受診者への受診勧奨等により受診率や実施率の向上を図ってまいります。また、ジェネリック医薬品の差額通知や医療費分析等を利用し、効果的な抑制策を講じてまいります。

「後期高齢者医療制度」につきましては、対象者が増加し、一人当たりの医療費も増加しています。政権が交代し、後期高齢者医療制度は当面存続するものと考えられますが、財政的な諸問題が解決したわけではありません。引き続き、脆弱な財政運営となることが懸念される中、香川県後期高齢者医療広域連合や香川県、県内市町と緊密な連携を図り、本制度の安定的な運営に努めてまいり

ます。

次に「保健衛生」についてであります。

「健康増進事業」につきましては、平成 24 年度より実施している人間ドックでは、すべてのがん検診において受診率が向上し、受診者より好評を得ていることから、対象者数を増加し引き続き実施してまいります。大腸がん・子宮がん・乳がん検診、肝炎ウィルス検診につきましては、節目年齢の方に検診無料クーポン券の配布を継続し、予防重視の保健事業の充実に努めてまいります。

「母子保健事業」につきましては、平成 25 年度より県から権限移譲された未熟児養育事業を実施し、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導、養育医療の給付が適切に実施できるよう医療機関との連携を図りながら、母子保健事業の充実に努めてまいります。

「予防接種事業」につきましては、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業として実施しております子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種について、そのワクチンの有効性と接種の必要性から平成 25 年度より定期接種として実施することに伴い、適切な情報提供・啓発と疾病の予防に努め、安全な予防接種の推進に努めてまいります。

「感染症予防」につきましては、感染力が強い新型インフルエンザの発生・流行に備え、国の動向や新型インフルエンザ対策行動計画を注視してまいりますとともに、医療機関との調整を図りながら、感染予防と体制整備を推進してまいります。

「地域福祉の推進」につきましては、多度津町社会福祉協議会並びに各地区社会福祉協議会が、引き続き、幅広い活動に当たってまいります。

次に、「高齢者福祉の充実」であります。

本町の 65 歳以上の割合いわゆる高齢化率は、本年 1 月 1 日現在、27.6%、高齢者人口は、6,600 人を超え、昨年より 300 人の増で、そのうち 75 歳以上の方が 14.7%を占めています。

こうした背景から、一人暮らしや高齢者のみの世帯数の増加や認知症高齢者の増加を踏まえ、平成 24 年度より実施している「戸別ごみ収集」「居場所づくり」「緊急通報装置貸与」など多様な福祉サービスを継続し、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

「介護保険制度」につきましては、高齢化に伴い、認定者数やサービス利用者が増加傾向にあり、介護サービス給付費の大幅な増加が見込まれます。制度の適正・円滑な運営を図るため、介護給付費適正化支援システムを活用し、引き続き適正化に努めます。

また、「第 5 次介護保険事業計画」に基づき、介護が必要になっても自分らしく暮らせるまちづくりを目指し、多様なニーズに対応した介護サービスが提供で

きるよう、在宅サービスの充実を図り、新たにサービス付高齢者住宅の整備を進めます。

「地域支援事業の充実」についてであります。

「地域包括支援センター」は、やさしい、住みやすいまちづくりを目指し、地域に密着した高齢者の相談窓口となり、介護予防事業、認知症サポーター養成、虐待防止や権利擁護などの支援事業を展開し、地域で高齢者を支えるためのネットワークづくりに取り組みます。

次に、「障がい福祉の充実」であります。

多度津町の障がい福祉を推進するための指針となります。「第3次多度津町障害者基本計画」及び「第3次多度津町障害福祉計画」のもとに、法律や制度の変化を踏まえ、そして引き続き障がい者一人ひとりの意思やニーズを尊重しながら、より一層障がい者の福祉に向けた施策を展開してまいります。

次に、「子育て支援を中心とする児童福祉」であります。

少子化対策や子育て支援策を展開するにあたり、「多度津町次世代育成支援行動計画」に基づき、引き続き保育所への入所利用機会の確保、子育て支援事業の推進や、7歳未満児への乳幼児医療制度など、積極的に実施してまいります。

保育所につきましては、現在の第3子以降4歳未満児の保育料免除などの支援制度を引き続き実施してまいります。またその結果、保護者の負担も国の徴収基準の6割程度に抑制されているところであり、経済的側面からの子育て支援策も踏まえ、今後とも適切な負担割合の維持を図ってまいります。

第3は、「豊かな心を育てる教育と文化の創出」であります。

まず、「幼稚園・学校施設の耐震化」であります。

学校施設は、災害時における地域住民の緊急避難場所であり、これまで多度津小学校屋内運動場耐震補強工事をはじめとして、耐震性の確保に努めてまいりました。平成24年度では、四箇小学校屋内運動場の耐震補強工事を実施し、加えて町内4幼稚園の耐震診断を実施したところです。その結果に基づいて、今後は対象となる幼稚園の補強計画策定と補強工事を順次実施してまいります。中学校改築につきましては、平成24年度に策定しました「多度津中学校改築基本設計」をベースに、平成25年度の早い段階で「同実施設計」を策定し、その後速やかに入札の執行ができるよう、作業を進めてまいります。

「幼稚園・学校教育」につきましては、各学校・園において、より一層の研究を進め「小1プロブレム」や「中1ギャップ」などへの対応を行ってまいりました。平成25年度も引き続き「連携」をベースとした教育関連施策を押し進めてまいります。

「学力向上支援補助員」の配置と習熟度別学習・ティームティーチングなど弾力的な指導体制の確立によって、学力の二極化の解消を図るとともに、地域や

町の行事への参画や外部人材の活用などを奨励し、学習意欲の喚起に努めてまいります。併せて、通常学級において特別な支援を必要とする子どもたちのため「特別支援教育支援員」を引き続き配置してまいります。

小学校での外国語活動の充実を図るため、外国語指導助手を町内小学校へ引き続き派遣し、中学校英語教育へのスムーズな接続を促すとともに、グローバル化する社会で駆使できるコミュニケーション能力の涵養を目指してまいります。こうした教育活動が推進できるよう幼・小・中の情報システム環境を整備し、校務の効率化を図りながら、教職員が子どもとふれあう時間の一層の確保に努めることで「学校力」をさらに高めてまいります。

一方、子どもたちの基本的な生活習慣の確立を図っていくため、地元生産者の方々「ひまわりの会」が生産した、安全・安心な旬の新鮮な野菜などを使用した学校給食の充実に努めてきたところです。今後も、生産者の顔が見える活きた教材を活用した「食育」をより一層推進してまいります。

併せて、次代を担う心豊かでたくましい子ども育成・教育環境の向上の観点から、将来性も踏まえた通学区域の見直しについては、多度津町内4地区の将来的な人口推移等をも踏まえながら、今回検討した多度津・豊原校区も含めた町全体における4校区間相互の適正な通学区域について、「通学区域検討委員会」において引き続き検討を進めていただく予定としております。

「青少年の健全育成」につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携のみならず、家庭や地域社会、関係団体の理解や支援など、地域全体が一丸となった対応が不可欠であると考えています。

とりわけ、多度津中学校へは生徒指導を担当する法務監を引き続き配置して指導体制のさらなる充実を図るとともに、少年育成センター職員との連携をとり、情報や問題点の共有を図りながら、指導体制の充実に努めてまいります。

また、「わんぱく寺子屋」を本年度も実施し、他校の児童、高齢者等異世代・異年齢との3日間の共同生活や交流活動を通して、心身ともにたくましい、ふるさとと人を愛する子どもを育ててまいります。

「青年教育」につきましては、永らく夏に実施していた「成人式」を、アンケート調査の結果や県内の実施状況及び出席率などを踏まえ、平成22年度より新成人で組織する「成人式プロジェクトチーム」を中心とした企画で1月に実施しているところですが、引き続き同時期に、新成人としての自覚を高める式となるよう工夫してまいります。

「家庭教育」につきましては、学齢期の保護者だけでなく、就学前の子どもを持つ保護者も対象に、早期から家庭教育や子育ての仕方についての情報提供や学習機会を持つことで、積極的な啓発を実施してまいります。

「スポーツの振興」につきましては、5月には15回目の参加となる「チャレン

ジデー」をはじめ、「町民あるけあるけ大会」や温水プールにおいて開催する各種教室を実施することにより、生涯を通してスポーツが楽しめる環境づくりや、スポーツ団体、指導者の育成に努めてまいります。

「芸術・文化」に接する機会を設けるため、図書館では、親子読書会や読み聞かせ会などを積極的に開催することと併せまして、「林求馬邸」などの町文化財の保存及び啓発活動に努めてまいります。公民館では、地域学習及び交流活動の拠点として、芸術祭、芸能文化祭、地区文化祭などの充実に努めてまいります。町民会館では、多様な芸術鑑賞の機会を提供し、資料館では、魅力あるテーマ設定と企画展の開催を目指してまいります。

次に、「国際化への対応と交流活動の展開」であります。

近年、急速にグローバル化が進行するなか、多度津町と中国上海市普陀区との友好交流も20年が経過し、また、国際的感覚を持つ青少年を育成することを目的として始まった普陀区との「中学生相互交流事業」も13回を数えていますが、一昨年は「東日本大震災」及び「東京電力(株)福島第1原子力発電所事故」の影響を考慮し、昨年は尖閣諸島の国有化をきっかけとして反日機運が高まり、中国各地で暴動が起こるなど混沌とした状態が続いたため安全面を配慮し、やむなく2年連続しての中止を決断しております。

現時点では悪化している日中関係ですが、これまでに実施してきたホームステイなどを通じた同世代の学生との交流は、若者にかげがえのない経験を与えたものと信じており、深い絆で結ばれた関係は、今後も継続していくものと思っております。

これから数年間は、まだ反日感情が継続するものと思われるので、交流事業の再開については慎重に対応したいと考えていますが、将来を担う中学生に対してこれまでどおり貴重な異文化体験ができる環境を提供するため、上海市普陀区だけに拘わらず他の国や地域にも目を向けて国際交流活動を支援したいと考えております。

第4は、「活力あふれる観光と産業の創造」であります。

まず、「農業振興」であります。

国におきましては、新規就農対策や農地の利用集積策として、「人・農地プラン」の促進、また、耕作者の地位の安定と食料の安定供給を図るため、その重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化などによりその確保を図るとともに、農地の貸借に係る規制の見直し、面的な利用集積を図る事業の創設などにより、その有効利用を促進しているところであります。

本町におきましても、水田・畑地農業の経営安定を図るため、戸別所得補償制度に代わる経営所得安定対策を実施してまいります。また、改正農地法等のもとで農業振興地域の見直しを行い、優良農地の確保や有効利用対策強化に努め

てまいりますとともに、認定農業者・農業法人の経営合理化に必要な資器材の導入について、国や県とともに推進してまいります。

また、農業委員会や多度津町地域農業再生協議会、JAなどと連携を図りながら、耕作放棄地の発生防止とオリーブ栽培のさらなる拡大を推進してまいります。さらに、多度津町シルバー人材センターによるイチジク栽培の支援を行うなど、耕作放棄地の解消に取り組んでまいります。引き続き、農地の利用集積や担い手の育成・確保などについて、国や県等と連携しながら推進してまいります。本町の「水産業」は、カワウの異常発生等による漁場環境の悪化に伴う漁獲量の減少、魚価の低迷や漁業者の高齢化、後継者不足、さらには燃料の高騰が続いていることにより、水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状態にあります。引き続き、町内及び近隣の漁業協同組合と協調しながら、カワウ対策事業を行うとともに、養殖事業・稚魚放流事業に協力し、地域の特性を生かした水産業の振興を推進してまいります。また、淡水関係につきましても、毎年、桜川に淡水魚の放流事業などを実施し、環境美化等に努めているところであります。

「商工業」につきましては、政権が代わり、安部首相が所信表明にて経済再生を前面に打ち出し、円安や株高による景気の回復傾向が見られますが、企業の経営状態は依然として厳しい状況にあります。今年度から新たに中讃勤労者福祉サービスセンター生活資金貸付事業に参入し、また、セーフティネット保証の迅速な認定や、中小企業融資制度の活用による商店主や企業への支援を行い、さらなる活性化のため、多度津商工会議所との連携を一層密にし、創意工夫を図りながら事業展開に努めてまいります。

「観光」につきましては、引き続き、中讃圏内の市町及び観光協会などで結成している中讃広域観光協議会の一員として、キャンペーン等に参加し交流拡大を図ってまいります。また、高松空港に開設されている「空の駅かがわ」には、各市町の特産品等が展示されていますが、平成 25 年度からはリニューアルオープンの予定であり、一層の特産物等の紹介を積極的に行ってまいります。さらに、各種メディア等を活用し、町の観光施設や「さくらまつり」などの各種イベント情報を発信することで、町の活性化を図ってまいります。

また、『瀬戸内国際芸術祭 2013』が、本町では高見島を会場に行われます。関係諸団体と連携しつつ、交流人口の拡大を図ってまいります。

「町おこしイベント」につきましては、夏恒例の花火大会・総踊りを 1 日開催とし、加えて、駅前や本町商店街等に交流広場を設けるなどし、町内外から多くの来場者に楽しんでいただけたところであります。引き続き、新たな趣向を模索しながら、さらなる中身の濃いイベントの実施に向け検討を進めてまいります。

「まち歩き観光」につきましては、多度津商工会議所や実施団体との協働により、町の歴史や産業などを紹介しながら地域活性化に努めてまいります。

第5は、「時代にふさわしい行財政への変革」であります。

まず、「男女共同参画社会の形成」についてであります。

平成22年度に策定しました「たどつ男女共同参画プラン」に基づき、家庭や地域、職場などあらゆる分野において、男女がともに個性と能力を活かせるまちづくりを推進するため、関係機関や各種団体と連携し、研修や啓発を通じて、町民皆様とともに男女共同参画に対する理解と認識を一層深めてまいります。

次に、「人権の確立・尊重」についてであります。

「人権」は、一人ひとりの人間に保障された当然の権利であり、何人も侵すことのできない大切なものであります。

インターネット上の差別表現や陰湿な差別書き込みなどは、後を絶たず、近年、土地差別調査や戸籍・住民票の写しなどを大量に不正取得し、その情報を売買していた事件が発生しております。

これらのさまざまな差別の解消と人権の確立に向けて、関係機関・組織などと連携を深めながら、積極的な人権啓発と人権教育に取り組みをしてまいります。

「協働のまちづくりの推進」についてです。

少子高齢化や社会の高度化・多様化の進展に伴い、幅広い分野において、これまで以上に、住民と行政の協働のまちづくりの推進が求められています。町の課題や目標を町民の皆様と共有できるよう、平成24年度に引き続き、各地区において「町民対話集会」をテーマや対象を検討しながら実施してまいります。

また、昨今、自然災害への対応、犯罪の未然防止、子どもたちの見守りなど、

「コミュニティの育成」は日に日に重要度を増しています。自治会や自主防災組織をはじめとする基礎的組織が、主体的に地域活動に取り組めるよう、コミュニティ助成事業などを活用しながら支援や啓発に努めてまいります。

「定住自立圏構想」の推進につきましては、平成20年に中心市と周辺市町村が1対1で締結する協定に基づき役割分担し、相互に連携することによって、生活に必要な機能を確保し、人口の流出を食い止める方策として、国から定住自立圏構想の提言を受け、本町も中心市を丸亀市としてその実現に向けて取り組んでまいりました。

昨年は、平成23年の中心市宣言に続き、4月19日に「定住自立圏の形成に関する協定書」に調印し、民間並びに有識者からの意見を聴取し、ビジョンに反映させる目的で「定住自立圏共生ビジョン懇談会」を、また、各首長及び構成市町の連携を図るために「定住自立圏形成推進委員会」をそれぞれ4回開催し、11月にはビジョンの原案が策定されました。

今後は、ビジョンに基づく取り組みに対し実績を検証したり、新たな取り組み

を模索していくなど、定住自立圏構想の趣旨に則った修正を継続して行ってまいります。

最後に、「地方の時代にふさわしい行財政の推進」であります。

本町は、平成 10 年度に「第 1 次多度津町行政改革大綱」を策定し、その後 3 回にわたり改訂を行い、行財政改革の取り組みを推進してまいりました。しかしながら、近年、少子高齢化の急速な進行や人口減少時代の到来、地方分権の進展など、私たち基礎自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきており、町民ニーズもより多様化しているところであります。

このような時代の変化に的確に対応するためには、最小の経費で最大の効果が得られる簡素で効率的な行財政システムの確立が必要不可欠であります。そこで平成 24 年度に、政策企画課を設置し、町組織の横断的な課題調整を図ること、また、町の政策立案を担うことを新たな業務として追加し、一定の成果が現れてきたところであります。

今後は、機構改革のさらなる検討及び適正な人事配置並びに、職員提案制度や人事考課制度等の検討を進めることにより、職員一人ひとりが高い使命感とチャレンジ精神を持ち、組織の力が最大限に発揮できるよう、行政改革への取り組みを推進してまいります。

財政改革につきましては、平成 24 年度に見直しを行った、新しい「多度津町中期財政計画（平成 25 年度～平成 29 年度）」に沿って財政運営を図りつつ、適切な収支の見通しを立ててまいります。また、新たな財源を生み出す施策としまして、町有未利用地の貸付けや売却、土地開発公社が所有する土地の利活用、さらには企業誘致の推進に積極的に取り組んでまいります。

「財政健全化判断比率等の 4 指標」につきましては、平成 23 年度決算に係る実質公債費比率が 13.6%と前年度比 0.8%改善されました。また、将来負担比率については、149.8%と前年度に比べて 47.1%と大幅に改善されましたが、依然として県内では一番高い水準となっています。引き続き、これらの指標には細心の注意を払いながら、施策や事業の「選択と集中」により、財源の効果的・効率的な配分に努め、より健全な財政運営の維持に努めてまいります。

以上、私の町政に臨む所信を申し述べました。

役職員一同が心をひとつに、本町のめざすまちづくり像「せせらぎとやすらぎ みんなでいきいき暮らすまち」の実現に向け、努力を重ねてまいります。

議員皆様並びに町民皆様におかれましては、現下の厳しい諸情勢をご賢察いただきまして、ご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

以上、施政方針を述べさせていただきました。よろしくお願い致します。

議長（門 瀧雄）

ここで、暫時 15 分間休憩いたします。

休憩 10時06分

再開 10時24分

議長（門 瀧雄）

引き続きまして、再開致します。

日程第5 議案第1号 多度津町子育て支援医療費の助成に関する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長 神原君。

住民課長（神原 宏一）

おはようございます。

議案第1号 多度津町 子育て支援医療費の 助成に関する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

本条例（案）につきましては、子育て家庭への支援の拡充策として、現在、7歳未満の乳幼児を対象に実施しております乳幼児医療費助成制度に加え、新たに中学校卒業までの入院に係る医療費助成制度を創設し、平成25年度から実施できるよう本定例会に提案し、制定をお願いするものでございます。

それでは、条例（案）についてご説明を申し上げます。

1ページでございます。

まず、第1条は、本条例制定の（目的）を、「この条例は、義務教育就学期にある児童に係る医療費の一部をその保護者に助成することにより、児童の疾病の早期発見と治療を促進するとともに、子育てに係る負担を軽減し、もって子育て家庭の支援に資することを目的とする。」と規定しています。

第2条は、本条例において用いる用語について定義するものでございます。

第1項では「児童」を、「満7歳に達する日の属する月の翌月の初日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」と規定しています。

表現を変えますと、乳幼児医療費助成の対象でなくなってから中学校卒業までの間ということでございます。

以下、第2項で「保護者」、第3項で「医療保険各法」、第4項で「保険給付」、第5項で「一部負担金等」、第6項で「保険医療機関等」についてそれぞれ定義するものでございます。

2ページをお願い致します。

第3条第1項は（助成対象者）、入院に係る医療費助成の対象となる児童を、「多度津町の区域内に住所を有する者であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者とする。」と規定するものでございます。

ただし、生活保護や重度心身障害者等、ひとり親家庭等の医療費助成対象者に

つきましては、除外することとしております。

第2項は、保護者が医療費の助成を受ける場合、あらかじめ児童の受給資格の認定が必要であることを規定するものでございます。

第4条は（助成）については、保険医療機関等において、保険給付を受ける場合に要した一部負担金等のうち、付加給付等を控除した額、いわゆる自己負担分について助成することを規定するものでございます。

第5条は（助成の方法）について、「受給資格者の保護者の申請に基づいて助成すること」を、いわゆる償還払いにより助成することを規定するものでございます。

第6条は、損害賠償を受けた場合の返還規定を、第7条は不正行為があった場合の助成金の返還規定を設けるものでございます。

第8条は、規則への委任を規定するものでございます。

3ページをお願いします。

附則でございしますが、（施行期日）につきましては、「この条例は、平成25年4月1日から施行する。」と規定しています。

適用については、「第4条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた保険給付から適用する。」とし、4月診療分から適用することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第1号 多度津町子育て支援医療費の助成に関する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第2号 多度津町新型インフルエンザ等対策本部条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、山下君。

福祉保健課長（山下 俊和）

おはようございます。

議案第2号 多度津町新型インフルエンザ等対策本部条例（案）の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

この条例の制定は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）」が交付され、新型インフルエンザ等対策のための国、都道府県、市町村の責務が定められ、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた時は、町においても直ちに対策本部を設置しなければならないため、今回、多度津町対策本部に関し必要な事項を条例で定めようとするものです。

それでは、内容を簡単にご説明いたしますので、1ページをご覧ください。

第1条では、条例の趣旨について定めようとするものです。

第2条では、対策本部の組織について定めようとするものですが、法律第35条の規定で、本部長は町長、本部員には副町長、教育長、消防長等を充てると定められております。

第3条では、対策本部の会議について定めようとするものです。

第4条では、必要に応じて設置できる部について定めようとするものです。

2ページをご覧ください。

第5条では、この条例で定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定めようとするものです。

なお、附則として、この条例は法律の施行の日より、施行しようとするものです。

以上で、簡単な説明ですが提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第3号 多度津町道路の構造の技術的基準等に関する条例（案）の制定について、議案第4号 多度津町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（案）の制定について、議案第5号 多度津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（案）の制定について、議案第6号 多度津町道路占用条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

建設課長 島田君。

建設課長（島田 和博）

議案第3号から第6号まで、以上4議案を一括して提案させていただきます。

まず、議案第3号 多度津町道路の構造の技術的基準に関する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

平成23年5月2日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」いわゆる「第1次一括法」の施行により同法第33条に基づき、道路法の一部が改正されました。

この一部改正に伴い、これまで道路構造令により規定されていた都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して各道路管理者が平成24年4月1日から1年以内に、条例において基準を定めることとなりました。

本条例のご説明をいたします。

第1条は、「趣旨」で本条例において道路法に基づき道路の新設又は改築を行う道路について、道路の構造の技術的基準に関する事項を定めようとするもの

です。

第2条は、使用する用語の意義を定める内容でございます。

2ページから11ページにかけての第3条から第12条までの間、道路の区分、幅員、設計速度等の技術的基準を規定するものでございます。

11ページから16ページにかけての第13条から第21条は、道路の線形、視距等の技術的基準を規定するものでございます。

16ページから23ページにかけての第22条から第39条は、道路の構造物、工作物、専用道路等の技術的基準を規定したものでございます。

第40条からは、道路標識は内閣府令・国土交通省令で定める寸法を参酌して定めるものとするもので具体的な道路標識の寸法、そのほかの技術的基準に関しては規則で規定する内容でございます。

附則として、施行期日については、「この条例は、平成25年4月1日から施行する。」と規定しています。

経過措置については、第1次一括法第33条の施行の日から起算して一年を超えない期間において、条例が施行される間までは当該規定は適用しないという内容でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第3号 多度津町道路の構造の技術的基準等に関する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

次に、議案第4号 多度津町移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（案）の制定につきましての、提案説明を申し上げます。

平成23年8月30日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」、いわゆる「第2次一括法」が施行され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されました。

この一部改正に伴いまして、これまで国土交通省令により規定されていた都道府県道及び市町村道の道路移動等円滑化基準については、各道路管理者が平成24年4月1日から1年以内に、条例において基準を定めることとなっております。

本条例のご説明をいたします。

第1条は、「趣旨」で本条例において特定道路の新設又は改築を行う道路について移動等円滑化に必要な構造に関する基準を定めたものでございます。

第2条は、使用する用語の意義を定める内容でございます。

第3条からは、道路移動等円滑化のために必要な道路の構造を定め、具体的な基準については規則で規定するという内容で、高齢者、障害者等の道路の移動に係る身体の負担を軽減するために、必要な措置を講ずるよう努めなければならないという基本的な考え方をそれぞれ規定するものでございます。

附則として、施行期日については、「この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。」と規定してございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 4 号 多度津町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（案）の制定につきましての、提案説明を申し上げます。

次に、議案第 5 号 多度津町移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（案）の制定につきましての、提案説明を申し上げます。

平成 23 年 8 月 30 日に「地域の自主性 及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」、いわゆる「第 2 次一括法」が施行され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正をされております。

この一部改正におきまして、公園管理者等は特定公園施設の新設、増設、改築を行うときは公園施設の移動円滑化のために必要な基準については条例でこれを定めることとなり、事業主体が平成 24 年 4 月 1 日から 1 年以内に、条例において、地域の実情を勘案し、適切な基準を定めることとなっております。

本条例のご説明いたします。

第 1 条は、「趣旨」で高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置基準を定めるものとするという事でございます。

第 2 条から第 11 条までが不特定多数の者が利用する公園施設となっておりまして、その中では園路・広場、屋根付き広場、休憩所・管理事務所、野外劇場・野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場・手洗、掲示板・標識、公園に設ける改札口等がございます。尚、具体的な基準については規則で規定するという内容でございます。

第 12 条が「一時使用目的の特定公園施設」で災害等により使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができるという内容でございます。

以上、基本的な考え方をそれぞれ規定するものでございます。

附則として、施行期日については、「この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。」と規定をされております。

以上、簡単ではございますが、議案第 5 号 多度津町移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

最後に、議案第 6 号 多度津町道路占用条例の一部を改正する条例（案）の制定につきましての、提案説明を申し上げます。

平成 24 年 12 月 12 日に道路法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成

25年4月1日から施行することとされました。

この一部改正により、太陽光発電設備等及び津波避難施設は、道路の占用許可対象物件となりました。

本条例の一部改正にちきましては、道路法施行令の一部改正を受けて、町の管理する道路において、これらの物件についての占用料の額を、条例で規定するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対象表によりご説明申し上げます。

4ページをお願いします。

第1条中の下線部でございますが、「昭和27年法律第180号」の次に「。以下「法」という。」を加えるものでございます。

次に第5条の下線部でございますが、「昭和27年政令第479号」の次に「。以下「令」という。」を加えるものでございます。

4ページ下部から6ページにかけての別表第1中の改正につきましては、まず、5ページをお開き下さい。

今回の道路法施行令の一部改正により表中左下部の下線部でございますが、令第7条第2号に掲げる工作物、この工作物につきましては、太陽光発電設備及び風力発電設備でございます。

次に令第7条第3号に掲げる施設、この施設につきましては、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設でございます。

これらの物件に係る占用料の規定を追加するものでございます。

また、占用物件が追加されたことにより、表中に引用する道路法施行令第7条第2号以降の号について、2号繰り下げられたため、該当箇所の条項を改めるものでございます。

6ページをお開き下さい。

別表第1備考第1項の下線部は、「当該電柱を」の次に「設置する者が」を加え、同項中の「この号」を「この項」に、「6」を「6条以上」に改めるものでございます。

備考第2項の下線部は、「この号」を「この項」に改めるものでございます。

7ページでございますが、備考第3項の下線部は、「当該電話柱」を「当該電柱」に改めるものでございます。

もどりまして3ページをお願いします。

附則として、「この条例は、平成25年4月1日から施行する。」と規定するものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第6号 多度津町道路占用条例の一部を改正する条例（案）の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

以上、4議案の提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 8 議案第 7 号 平成 24 年度多度津町一般会計補正予算（第 5 号）についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、石原君。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

それでは、議案第 7 号 平成 24 年度多度津町一般会計補正予算（第 5 号）について提案説明を申し上げます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額、76 億 8 千 268 万 7 千円から、歳入歳出それぞれ、7 千 275 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、76 億 992 万 9 千円とするものでございます。

このたびの補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、総務管理費、社会福祉費、土木管理費、公債費で、減額補正の主なものは、保健衛生費、農業費、教育総務費、中学校費で、また不用額の増減等による補正でございます。一方、歳入における増額補正の主なものは、たばこ税、財産売払収入、繰越金、地方消費税交付金で、減額補正の主なものは、国庫負担金、県負担金、基金繰入金、町債でございます。

第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費であります。

6 ページの、第 2 表、繰越明許費をご覧下さい。款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、道路新設拡張事業、1 千 280 万円、同じく、項 2 道路橋梁費、町道舗装事業、300 万 3 千円、同じく、項 2 道路橋梁費、町道 1 号線新港橋改良事業、1 千 823 万円、同じく、項 2 道路橋梁費、県営事業負担金、783 万 3 千円、同じく、項 2 道路橋梁費、川西阿庄線道路新設整備事業、1 千 219 万 8 千円、同じく、項 3 河川費、県営事業負担金、30 万円、同じく、項 6 都市計画費、社会資本総合交付金効果促進事業、126 万円、款 10 教育費、項 3 中学校費、中学校改築事業、2 千 393 万 1 千円、同じく、項 4 幼稚園費、多度津幼稚園及び附帯設備改修事業、110 万 3 千円について、それぞれ翌年度へ繰り越しを行うものでございます。

7 ページをお開き下さい。第 3 表、地方債の補正であります。第 3 条地方債の補正で、全て減額で、道路整備事業を 1 億 740 万円に、道路橋梁整備事業を 1 千 310 万円に、排水路改良事業を 3 千 540 万円に、港湾整備事業を 1 千 140 万円に、教育施設整備事業を 3 千 110 万円に、農業施設整備事業を 80 万円に改め

るものでございます。

それでは、42 ページをお開き下さい。歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。歳出といたしましては、款 1 議会費は、41 万 8 千円を減額補正し、1 億 1 千 973 万 9 千円に改めるものです。

44 ページをお開き下さい。款 2 総務費は、748 万 6 千円を増額補正し、9 億 2 千 503 万円に改めるものです。項 1 総務管理費は、1 千 21 万円を増額し、内訳として、目 1 一般管理費は、110 万 9 千円を増額。目 2 文書広報費は、17 万円を減額。目 3 財政管理費は、14 万 7 千円を減額。目 5 財産管理費は、48 万円を減額。目 8 出張所費は、2 万 8 千円を減額。目 10 交通安全対策費は、7 万 4 千円を減額。目 12 行政施策費は、1 千万円を増額するものです。

項 2 徴税費は、258 万 3 千を減額し、内訳として、目 1 税務総務費は、72 万 1 千円を減額。

46 ページをお開き下さい。目 2、賦課徴収費は、186 万 2 千円を減額するものです。項 3、戸籍住民基本台帳費は、13 万 3 千円を減額。項 5、統計調査費は、2 千円を増額。項 6、監査委員費は、1 万円を減額するものです。

48 ページをお開き下さい。款 3、民生費は、8 千 787 万 1 千円を減額補正し、25 億 7 千 537 万 7 千円に改めるものです。項 1、社会福祉費は、891 万 2 千円を増額し、内訳として、目 1、社会福祉総務費は、1 千 299 万 8 千円を増額、目 3、老人福祉費は、377 万 9 千円を減額。目 4、総合福祉センター費は、18 万 3 千円を増額。

50 ページをお開き下さい。目 6、社会福祉施設事業費は、49 万円を減額するものです。項 2、児童福祉費は、9 千 678 万 3 千円を減額し、内訳として、目 1、児童福祉費は、9 千 607 万 7 千円を減額。目 2、児童保育費は、19 万 4 千円を増額。目 3、母子福祉費は、50 万円を増額。

52 ページをお開き下さい。目 5、乳幼児福祉費は、140 万円を減額するものです。

54 ページをお開き下さい。款 4、衛生費は、1 千 143 万 3 千円を減額補正し、6 億 8 千 729 万 6 千円に改めるものです。項 1、保健衛生費は、739 万 8 千円を減額し、内訳として、目 1、保健衛生総務費は、594 万 9 千円を減額。目 2、予防費は、69 万 3 千円を減額。目 3、環境衛生費は、22 万円を減額。目 4、火葬場費は、予算の組み替え。

56 ページをお開き下さい。目 5、環境保全費は、53 万 6 千円を減額するものです。項 2、清掃費は、403 万 5 千円を減額し、内訳として、目 1、清掃総務費は、4 千円を増額。目 2、し尿処理費は、156 万 1 千円を減額。目 3、じん芥処理費、247 万 8 千円を減額するものです。

58 ページをお開き下さい。款 5、労働費は、16 万 3 千円を減額補正し、1 千 818

万4千円に改めるものです。

60 ページをお開き下さい。款6、農林水産業費は、985万1千円を減額補正し、1億9千8万2千円に改めるものです。項1、農業費は、970万8千円を減額し、内訳として、目1、農業委員会費は、15万8千円を減額。目2、農業総務費は、8万6千円を増額。目3、農業振興費は、510万1千円を減額。目4、農地費は、453万5千円を減額するものです。

62 ページをお開き下さい。項2、林業費は、1千円を減額。項3、水産業費は、14万2千円を減額し、内訳として、目1、水産振興費は、13万2千円を減額。目2、漁港建設費は、1万円を減額するものです。

64 ページをお開き下さい。款7、商工費は、32万8千円を減額補正し、7千509万9千円に改めるものです。

66 ページをお開き下さい。款8、土木費は、5千702万6千円を増額補正し、8億3千3万円に改めるものです。項1、土木管理費は、公共下水道事業会計への繰出金の増額等による、6千614万7千円の増額。項2、道路橋梁費は、226万6千円を減額し、内訳として、目2、道路維持修繕費は財源内訳の変更。目3、道路新設改良舗装費は、226万6千円を減額するものです。項3、河川費は、322万2千円を減額し、内訳として、目1、河川総務費、目2、河川改良費は財源内訳の変更。目3、施設管理費は、322万2千円を減額するものです。項4、港湾費は、142万6千円を減額し、内訳として、目1、港湾管理費、1千円の減額。目2、港湾建設費は、142万5千円を減額するものです。

68 ページをお開き下さい。項5、住宅費は、165万1千円を減額。項6、都市計画費は、55万6千円を減額し、内訳として、目1、都市計画管理費は、53万6千円を減額。目4、公園事業費は、2万円を減額するものです。

70 ページをお開き下さい。款9、消防費は、498万5千円を減額補正し、3億1千853万5千円に改めるものです。項1、消防費の、目1、常備消防費は、289万7千円の減額、目2、非常備消防費は、30万4千円の減額。

72 ページをお開き下さい。目3、消防施設費は、177万8千円の減額。目4、防災費は財源内訳の変更。目5、水難救済会費は、6千円を減額するものです。

74 ページをお開き下さい。款10、教育費は、2千640万7千円を減額補正し、7億9千150万8千円に改めるものです。項1、教育総務費は、1千141万5千円を減額。項2、小学校費は、2万8千円を増額し、内訳として、目1、学校管理費は、2万8千円を増額。目3、学校建設費は、財源内訳の変更。項3、中学校費は、1千282万9千円を減額し、内訳として、目1、学校管理費は、10万円の減額。目2、教育振興費は、18万4千円の減額。目3、学校建設費は、1千254万5千円を減額するものです。項4、幼稚園費は、30万3千円の減額。項5、社会教育費は、212万2千円を減額し、内訳として、目1、社会教育総務

費は、212万2千円を減額。

76 ページをお開き下さい。目4、少年育成センター費は、財源内訳の変更。項6、保健体育費は、23万4千円を増額し、内訳として、目1、保健体育総務費は、11万5千円の減額。目2、学校給食共同調理場費は、83万7千円の増額。目3、体育施設費は、48万8千円を減額するものです。

78 ページをお開き下さい。款12、公債費は、418万6千円を増額補正し、10億4千904万6千円に改めるものです。長期債償還元金を、259万6千円、利子を、159万円それぞれ増額するものです。

12 ページをお開き下さい。続いて、歳入について説明を申し上げます。款1、町税は、1千万円を増額補正し、30億4千975万円に改めるものです。項4、たばこ税を、1千万円、増額するものです。

14 ページをお開き下さい。款3、自動車取得税交付金は、400万円を増額補正し、1千900万円に改めるものです。

16 ページをお開き下さい。款6、分担金及び負担金は、35万7千円を減額補正し、1億3千194万7千円に改めるもので、農林水産業費分担金の減額です。

18 ページをお開き下さい。款7、使用料及び手数料は、30万1千円を減額補正し、1億6千648万4千円に改めるもので、農林水産業費使用料の減額でございます。

20 ページをお開き下さい。款8、国庫支出金は、7千309万3千円を減額補正し、6億8千896万1千円に改めるものです。項1、国庫負担金の目1、民生費国庫負担金、6千702万6千円の減額。項2、国庫補助金は、606万7千円を減額し、内訳として、目2、農林水産業費国庫補助金は、172万円、目4、土木費国庫補助金は、382万5千円、目7、衛生費国庫補助金は、52万2千円をそれぞれ減額するものです。

22 ページをお開き下さい。款9、県支出金は、882万1千円を減額補正し、5億7千540万円に改めるものです。項1、県負担金は、民生費県負担金、1千469万3千円の減額。項2、県補助金は、587万2千円を増額し、内訳として、目1、総務費県補助金は、772万2千円を増額。目2、民生費県補助金は、30万円を増額。目3、衛生費県補助金は、91万5千円を減額。目4、農林水産業費県補助金は、263万9千円を減額。目6、土木費県補助金は、140万4千円を増額するものです。

24 ページをお開き下さい。款10、財産収入は、897万6千円を増額補正し、7千356万9千円に改めるものです。項1、財産運用収入は、192万4千円を減額。項2、財産売払収入は、1千90万円を増額するものです。

26 ページをお開き下さい。款11、寄附金は、89万9千円を増額補正して、124万円に改めるものです。

28 ページをお開き下さい。款 12、繰入金は、財政調整基金繰入金 5 千万円を減額、住民生活に光をそそぐ基金繰入金、200 万 1 千円を増額し、1 千 410 万 1 千円に改めるものです。

30 ページをお開き下さい。款 13、繰越金は、5 千 567 万 5 千円を増額補正し、1 億 6 千 110 万 7 千円に改めるものです。

32 ページをお開き下さい。款 14、諸収入は、196 万 3 千円を増額補正し、1 億 6 千 569 万 4 千円に改めるものです。

34 ページをお開き下さい。款 15、町債は、2 千 670 万円を減額補正し、6 億 7 千 290 万 2 千円に改めるものです。目 1、土木債は、1 千 550 万円。目 5、教育債は、1 千 100 万円、目 6、農林水産業債は、20 万円をそれぞれ減額するものです。

36 ページをお開き下さい。款 16、利子割交付金は、200 万円を減額補正し、1 千 200 万円に改めるものです。

38 ページをお開き下さい。款 18、地方消費税交付金は、600 万円を増額補正し、2 億 1 千 600 万円に改めるものです。

40 ページをお開き下さい。款 21、株式等譲渡所得割交付金は、100 万円を減額補正し、200 万円に改めるものです。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額、76 億 8 千 268 万 7 千円から、7 千 275 万 8 千円を減額補正し、76 億 992 万 9 千円に改めようとするものでございます。以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 9 議案第 8 号 平成 24 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、神原君。

住民課長（神原 宏一）

議案第 8 号 平成 24 年度 多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）についての提案説明を申し上げます。

国 1 ページをお願いします。

第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 2,786,570 千円に、歳入歳出それぞれ 2,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,788,570 千円とするものでございます。

今回の補正の主なものは、歳出では、保険給付費の増額、共同事業拠出金の減額、歳入では、療養給付費等交付金、繰入金の増額、国庫支出金の減額でござ

います。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算 事項別明細書によりご説明いたします。
まず、歳出についてでございます。

国 14 ページをお願い致します。

款 1 総務費は、1,310 千円を減額し、42,288 千円とするものでございます。
内訳は、項 1 総務管理費 97 千円、項 2 徴税費 1,000 千円、項 3 運営協議会費 72 千円、項 4 趣旨普及費 141 千円 それぞれを減額するものでございます。
款 2 保険給付費は、32,800 千円を増額し、1,940,114 千円とするものでございます。
項 1 一般被保険者療養諸費は、20,000 千円を増額でございます。
項 2 退職被保険者療養諸費は、4,000 千円を増額で、内訳は、目 1 退職被保険者療養給付費 5,000 千円を増額、目 4 退職被保険者療養費 1,000 千円の減額でございます。
項 4 一般被保険者高額療養費は、15,000 千円を増額でございます。

国 16 ページをお願い致します。

項 5 退職被保険者等 高額療養費は、2,500 千円を増額、項 6 出産育児諸費 8,400 千円、項 7 葬祭諸費 300 千円は、それぞれを給付実績に基づき減額するものでございます。
款 7 項 1 共同事業拠出金は、拠出金額の確定により、32,380 千円を減額し、312,635 千円とするものでございます。
内訳は、目 1 高額医療費共同事業拠出金 4,033 千円、目 2 保険財政共同安定化事業拠出金 28,347 千円、それぞれを減額するものでございます。
款 8 保健事業費は、526 千円を減額し、36,902 千円とするものでございます。
内訳は、項 1 特定健康診査等事業費 31 千円、項 2 保健事業費 495 千円、それぞれを減額するものでございます。

国 18 ページをお願い致します。

款 11 諸支出金は、3,416 千円を増額し、31,949 千円とするもので、項 1 目 3 償還金を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明致します。

国 10 ページをお願い致します。

款 1 国民健康保険税は、内訳を変更し、項 1 一般被保険者 国民健康保険税を 13,000 千円増額し、項 2 退職被保険者等国民健康保険税を 13,000 千円減額するものでございます。
款 2 国庫支出金は、13,681 千円を減額し、566,519 千円とするものでございます。
項 1 国庫負担金は、2,681 千円の減額で、内訳は、目 2 高額医療費共同事業負担金 1,009 千円、目 3 特定健康診査等負担金 1,672 千円の減額でございます。
項 2 国庫補助金は、目 1 普通調整交付金 11,000 千円の減額でございます。
款 3 療養給付費等交付金は、交付金額の確定により、11,610 千円を増額し、170,734 千円とするものでございます。

款5 県支出金は、2,681千円を減額し、104,006千円とするものでございます。
項1 県負担金の目1 高額医療費共同事業負担金 1,009千円、目2 特定健康診査等負担金 1,672千円の減額でございます。款6 項1 共同事業交付金は、2,321千円を減額し、312,179千円とするものでございます。内訳は、目1 高額医療費共同事業交付金 32,508千円の増額、目2 保険財政共同安定化事業交付金 34,829千円の減額でございます。款8 繰入金は、11,395千円を増額し、191,079千円とするものでございます。内訳は、項1 他会計繰入金の目1 一般会計繰入金 119千円、目2 職員給与と費等繰入金 1,310千円、目3 出産育児一時金等繰入金 5,600千円をそれぞれ減額し、目4 財政安定化事業繰入金 18,424千円を増額するものでございます。款10 諸収入は、2,322千円を減額し、6,653千円とするものでございます。項5 雑入の減額でございます。

国12ページをお願い致します。

以上により、歳入歳出予算の総額を 2,000千円追加し、歳入歳出それぞれ2,788,570千円とするものでございます。

まことに簡単ではございますが、議案第8号 平成24年度 多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第3号)についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(門 瀧雄)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第9号 平成24年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第3号)についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、矢野君。

上下水道課長(矢野 孝雄)

議案第9号 平成24年度 多度津町特別会計公共下水道補正予算(第3号)について提案説明を申し上げます。

下1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条で示してありますように、既定の歳入歳出予算の総額9億911万4千円から、歳入歳出それぞれ、560万1千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9億351万3千円に改めるものでございます。

今回の補正の主なものとしまして、歳出は業務管理費の減額補正及び下水道費の減額補正でございます。

一方、歳入は、繰入金の増額補正、分担金及び負担金の増額補正、及び町債の減額補正でございます。

次に、第2条、地方債の補正でございます。

下 4 ページをお開きください。

第2表、地方債の補正でございます。補正内容としましては、限度額の減額補正で、1億9千580万円に改めるものでございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

下 12 ページ、13 ページをお開き下さい。

歳出でございますが、款1総務費につきましては、1億8千278万3千円から345万8千円減額し、1億7千932万5千円に改めるものでございます。その内訳としましては、項1総務管理費を148万8千円から3万5千円減額し、145万3千円に、項2業務管理費を1億8千129万5千円から、342万3千円減額し、1億7千787万2千円にそれぞれ改めるものでございます。なお、業務管理費342万3千円減額の内訳といたしましては、報償費、需用費、委託料、公課費の減額補正でございます。款2下水道費につきましては、3千560万7千円から、234万3千円減額し、3千326万4千円に改めるものでございます。234万3千円減額の内訳といたしましては、委託料、工事費、使用料及び賃借料の減額でございます。款3公債費につきましては、6億9千72万4千円から20万円増額し、6億9千92万4千円に改めるものでございます。20万円増額の内訳といたしましては、長期債償還利子の増額補正、及び一時借入金利子の減額補正でございます。

続きまして、歳入につきまして、ご説明をいたしますので、事項別明細書の下10、11 ページをお開き下さい。

款1分担金及び負担金につきましては、457万2千円から、245万3千円増額し、702万5千円に改めるものでございます。これは未納者への督促、及び農地の宅地化に伴う受益者負担金の納入増によるものでございます。

款2使用料及び手数料につきましては、2億7,618万7千円から、77万7千円増額し、2億7,696万4千円に改めるものでございます。その内訳としましては、項1使用料を2億7千562万2千円から、76万7千円増額し、2億7千638万9千円に、項2手数料を56万5千円から、1万円増額し、57万5千円にそれぞれ改めるものでございます。なお、使用料76万7千円増額の理由といたしましては、過年度における未納滞納者の徴収増によるものでございます。款4県支出金につきましては、存目1千円から、55万9千円増額し、56万円に改めるものでございます。これは下水道公社からの補助金額確定によるものでございます。款5繰入金につきましては、一般会計繰入金で3億1千988万8千円から、7千91万円増額し、3億9千79万8千円に改めるものでございます。款8町債につきましては、2億7千610万円から 8千30万円減額し、1億9千580万円に改めるものでございます。これは下水道事業債（資本費平準化債）の額

が最終確定したことによるものでございます。

以上、既定の歳入歳出予算の総額 9 億 911 万 4 千円から、歳入歳出それぞれ、560 万 1 千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9 億 351 万 3 千円に改めるものでございます。

誠に簡単な説明でございますが、提案説明を申し上げます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 11 議案第 10 号 平成 24 年度多度津町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、山下君。

福祉保健課長（山下 俊和）

議案第 10 号 平成 24 年度 多度津町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）につきまして、提案説明を申し上げます。

介 1 ページをお開きください。

今回の補正は、第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額 19 億 2,946 万 8 千円から、歳入歳出それぞれ 679 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 19 億 2,267 万 8 千円にしようとするものです。

この度の歳出における補正の主なものは、総務費、保健福祉事業費、及び地域支援事業費の減額で、一方、歳入における補正の主なものは、繰入金を増額、及び国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の減額です。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。

介 12 ページをお開きください。

款 1 総務費は、146 万 3 千円の減額補正により、5,336 万 8 千円に改めようとするもので、項 1 総務管理費 87 万 8 千円、項 2 徴収費 52 万 9 千円、及び項 6 地域密着型サービス運営委員会費 5 万 6 千円の減額は、人件費等、事業の確定に伴うものです。

款 2 保険給付費は、総額での増減はありませんが、項 1 介護サービス等諸費は、1,000 万円の減額で、その内訳は、居宅介護サービス給付費 3,000 万円の増額。

介 14 ページをお開きください。施設介護サービス給付費 5,000 万円の減額、居宅介護サービス計画給付費 1,000 万円の増額によるものです。

介 20 ページをお開きください。項 7 特定入所者介護サービス等費は、1,000 万円の増額です。

介 22 ページをお開きください。款 4 保健福祉事業費は、170 万円の減額補正

により、434万円に改めようとするもので、項1 保健福祉事業費の食の自立支援事業委託料の減額によるものです。款5 地域支援事業費は、368万5千円の減額補正により、4,304万8千円に改めようとするもので、項1 介護予防事業費 303万円、項2 包括的支援事業任意事業費 65万5千円の減額によるものです。款8 諸支出金は、5万8千円の増額補正により、1,351万4千円に改めようとするもので、平成23年度までありました、介護従事者処遇改善臨時特例基金の精算返還金によるものです。

次に、歳入について、ご説明いたします。

介10 ページをお開きください。

款3 国庫支出金は、1,934万9千円の減額補正により、4億2,564万5千円に改めようとするもので、項1 国庫負担金で、介護給付費負担金 672万2千円の減額、項2 国庫補助金で、調整交付金 1,152万1千円の減額、地域支援事業支援交付金 110万6千円の減額によるものです。款4 支払基金交付金は、1,221万6千円の減額補正により、5億1,851万9千円に改めようとするもので、介護給付費交付金 1,113万6千円の減額、地域支援事業支援交付金 108万円の減額によるものです。款5 県支出金は、1,630万円の減額補正により、2億7,540万5千円に改めようとするもので、項1 県費負担金で、介護給付費負担金 1,574万7千円の減額、項2 県費補助金で、地域支援事業費 55万3千円の減額によるものです。款8 繰入金は、4,106万5千円の増額補正により、3億4,484万5千円に改めようとするもので、項1 一般会計繰入金で、地域支援事業繰入金 57万9千円の減額、その他一般会計繰入金 146万3千円の減額、項2 基金繰入金で、介護保険財政調整基金繰入金 4,310万7千円の増額によるものです。款10 諸収入は、1万円の増額補正により、44万7千円に改めようとするもので、項3 雑入で、保険給付対応分の補正によるものです。

以上で、簡単ですが提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第11号 平成24年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、神原君。

住民課長（神原 宏一）

議案第11号 平成24年度 多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）についての提案説明を申し上げます。

後 1 ページをお願い致します。

第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 323,000 千円から、歳入歳出それぞれ 126 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 322,874 千円とするものがございます。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

まず、歳出についてでございます。後 10 ページをお願い致します。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は、126 千円を減額し、316,699 千円とするもので、香川県後期高齢者医療広域連合の予算補正に伴い、本町からの納付金額を変更するものがございます。

次に、歳入についてご説明いたします。後 8 ページをお願い致します。

款 1 後期高齢者医療保険料は、4,100 千円を減額し、245,300 千円とするものがございます。

内訳は、項 1 後期高齢者医療保険料のうち、目 1 特別徴収保険料 6,210 千円を減額し、目 2 普通徴収保険料 2,110 千円を増額するものがございます。

款 3 繰入金は、1,284 千円を減額し、71,215 千円とするものがございます。

内訳は、項 1 一般会計繰入金のうち、目 1 事務費繰入金 780 千円、目 2 保険基盤安定 繰入金 504 千円それぞれを減額するものがございます。款 6 繰越金は、5,258 千円を増額し、5,259 千円とするものがございます。前年度からの繰越金を予算化するものがございます。

以上により、歳入歳出予算の総額を 126 千円減額し、歳入歳出それぞれ 322,874 千円とするものがございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第 11 号 平成 24 年度 多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算(第 1 号)についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(門 瀧雄)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 13 議案第 12 号 平成 25 年度多度津町一般会計予算についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、石原君。

総務課長(石原 光弘)

議案第 12 号 平成 25 年度多度津町一般会計予算について提案説明を申し上げます。

一般会計の予算書 1 ページをお開き下さい。第 1 条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、76 億 7 千万円とするものがございます。

第2条は、債務負担行為を定めるもので、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度額の議決をいただくものでございます。

9ページをお開き下さい。第2表 債務負担行為に記載してありますように、多度津町土地開発公社に対する債務保証及び多度津中学校改築事業について債務負担行為を行うものでございます。再度、1ページをご覧下さい。第3条は地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものでございます。

10ページをお開き下さい。第3表地方債に、平成25年度に起こす地方債を記載しております。

再度、1ページをご覧下さい。第4条は、一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の、借り入れの最高額を、10億円と定めるものでございます。また、第5条では歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。それでは、一般会計の予算書並びに別冊の一般会計予算資料により説明を申し上げます。本年度の予算総額は、76億7千万円、前年度当初予算、74億2千万円に比べ、2億5千万円の増、率で、3.4%の増となりました。

別冊の一般会計予算資料の2ページをお開き下さい。

まず、順位で歳入の科目別構成比から説明を申し上げます。

1位は、町税で、30億6千810万7千円、構成比は、40%、前年度に比べ、1%の減。2位は、地方交付税で、14億4千万円、構成比は、18.8%、前年度に比べ、2.6%の減。3位は、町債で、9億550万円、構成比は、11.8%、前年度に比べ、2.7%の増。4位は、国庫支出金で、7億7千135万1千円、構成比は、10.1%、前年度に比べ、0.1%の減。5位は、県支出金で、5億8千831万8千円、構成比は、7.7%、前年度に比べ、0.8%の増。以上が5位までの歳入科目の構成でございます。

この歳入について性質別に区分しますと、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入はいわゆる自主財源でございます。この合計は、36億4千133万1千円で、構成比は、47.5%、前年度に比べ、0.5%の減であります。

また、残りの地方譲与税、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金、町債、利子割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金等のいわゆる依存財源は、40億2千866万9千円で、構成比は、52.6%であります。

それでは、一般会計予算書の16ページをお開き下さい。

歳入予算について、事項別明細書により説明を申し上げます。款1、町税は、前年度より、2千835万7千円の増、30億6千810万7千円を計上しました。項1、町民税は、13億5千384万4千円。

18ページをお開き下さい。項2、固定資産税は、14億5千390万円。項3、軽自動車税は、5千188万2千円。項4、たばこ税は、1億4千200万円。項8、都市計画税は、6千648万1千円を計上しました。

22ページをお開き下さい。款2、地方譲与税は、前年度より90万円の増、6千650万円を計上しました。項1、地方揮発油譲与税は、1千500万円。項2、自動車重量譲与税は、5千万円。項3、特別とん譲与税は、150万円を計上しました。

24ページをお開き下さい。款3、自動車取得税交付金は、前年度と同額の1千500万円を計上しました。

26ページをお開き下さい。款4、地方交付税は、前年度より1億5千万円の減、14億4千万円を計上しました。

28ページをお開き下さい。款5、交通安全対策特別交付金は、前年度より100万円の減、600万円を計上しました。

30ページをお開き下さい。款6、分担金及び負担金は、前年度より315万3千円の減、1億3千209万1千円を計上しました。項1、分担金は、407万8千円。項2、負担金は、1億2千801万3千円を計上しました。

32ページをお開き下さい。款7、使用料及び手数料は、前年度より197万3千円の減、1億6千466万2千円を計上しました。項1、使用料は、9千240万3千円。項2、手数料は、7千225万9千円を計上しました。

36ページをお開き下さい。款8、国庫支出金は、前年度より1千315万3千円の増、7億7千135万1千円を計上しました。項1、国庫負担金は、6億5千285万円。項2、国庫補助金は、1億1千471万4千円。項3、国庫委託金は、378万7千円を計上しました。

40ページをお開き下さい。款9、県支出金は、前年度より7千667万円の増、5億8千831万8千円を計上しました。項1、県負担金は、3億3千759万6千円。項2、県補助金は、1億9千371万5千円。

42ページをお開き下さい。項3、県委託金は、5千700万7千円を計上しました。

46ページをお開き下さい。款10、財産収入は、前年度より、422万7千円の増、1千469万円を計上しました。項1、財産運用収入は、1千468万9千円。項2、財産売払収入は、存目のみを計上しました。

48ページをお開き下さい。款11、寄附金は、前年度より、17万円の増、51万

1千円を計上しました。

50 ページをお開き下さい。款 12、繰入金は、前年度より、6千万円の増、1億1千300万1千円を計上しました。項 1、繰入金は、存目のみ。項 2、基金繰入金は、1億1千300万円を計上しました。

52 ページをお開き下さい。款 13、繰越金は、存目のみの計上でございます。

54 ページをお開き下さい。款 14、諸収入は、前年度より、35万1千円の減、1億4千826万8千円を計上しました。項 1、延滞金加算金及び過料は、500万円。項 2、預金利子は、40万円。項 3、貸付金元利収入は、5千266万1千円。項 4、雑入は、9千20万7千円を計上しました。

58 ページをお開き下さい。款 15、町債は、前年度より、2億3千100万円の増、9億550万円を計上しました。

60 ページをお開き下さい。款 16、利子割交付金は、前年度より、400万円の減、1千万円を計上しました。

62 ページをお開き下さい。款 18、地方消費税交付金は、前年度と同額の、2億1千万円を計上しました。

64 ページをお開き下さい。款 19、地方特例交付金は、前年度より、100万円の減、800万円を計上しました。

66 ページをお開き下さい。款 20、配当割交付金は、前年度より、100万円の減、700万円を計上しました。

68 ページをお開き下さい。款 21、株式等譲渡所得割交付金は、前年度より、200万円の減、100万円を計上しました。

以上が、平成 25 年度の歳入予算でございます。

続きまして、歳出予算について説明を申し上げます。

別冊の一般会計予算資料の 8 ページをお開き下さい。

性質別分類により説明を申し上げます。

いわゆる義務的経費の合計は、39億9千245万4千円、前年度に比べ、1億1千971万円の減、構成比は、52.1%。そのうち人件費は、15億1千796万6千円、前年に比べ、4千827万3千円の減、構成比は、19.8%。扶助費は、14億4千892万1千円、前年度に比べ、5千214万4千円の減、構成比は、18.9%。公債費は、10億2千556万7千円、前年度に比べ、1千929万3千円の減、構成比は、13.4%となりました。

次に、投資的経費は、7億9千918万3千円、前年度に比べ、3億2千614万2千円の増、構成比は、10.4%であります。

その他経費の合計は、28億7千836万3千円、前年度と比べ、4千356万8千円の増、構成比は、37.5%であります。

そのうち物件費は、11億5千196万9千円、前年度に比べ、7千364万5千円

の増、構成比は、15.0%。補助費等は、8億8千904万5千円、前年度に比べ、3千882万1千円の減、構成比は、11.6%。繰出金は、7億93万6千円、前年度と比べ、11万8千円の減、構成比は、9.1%。以上が1億円以上の性質別に見た歳出予算の構成でございます。

それでは、予算書の70ページをお開き下さい。

歳出予算について、事項別明細書により説明を申し上げます。

まず、款1、議会費は、前年度より、2万3千円の増額、1億2千38万6千円を計上し、構成比は、1.6%となりました。72ページをお開き下さい。

款2、総務費は、前年度より、5千953万8千円の減額、8億4千884万6千円を計上し、構成比は、11.1%となりました。項1、総務管理費は、7千255万3千円の減額、5億6千870万1千円を計上。

84ページをお開き下さい。項2、徴税費は、436万7千円の減額、1億8千564万4千円を計上。

86ページをお開き下さい。項3、戸籍住民基本台帳費は、958万7千円の増額、6千735万9千円を計上。

88ページをお開き下さい。項4、選挙費は、1千111万9千円の増額、1千414万6千円を計上。項5、統計調査費は、124万5千円の増額、822万1千円を計上。

90ページをお開き下さい。項6、監査委員費は、456万9千円の減額、477万5千円を計上しました。

92ページをお開き下さい。款3、民生費は、前年度より、1千533万2千円の増額、25億4千538万円を計上し、構成比は、33.2%となりました。項1、社会福祉費は、8千934万5千円の増額、13億7千751万6千円を計上。

104ページをお開き下さい。項2、児童福祉費は、7千401万3千円の減額、11億6千786万3千円を計上しました。

110ページをお開き下さい。款4、衛生費は、前年度より、3千939万4千円の減額、6億4千886万8千円を計上し、構成比は、8.5%となりました。項1、保健衛生費は、1千215万3千円の増額、2億3千778万7千円を計上。

118ページをお開き下さい。項2、清掃費は、5千79万2千円の減額、4億261万1千円を計上。

120ページをお開き下さい。項3、上水道費は、75万5千円の減額、847万円を計上しました。

122ページをお開き下さい。款5、労働費は、前年度より、11万2千円の減額、1千823万5千円を計上し、構成比は、0.2%となりました。

124ページをお開き下さい。款6、農林水産業費は、前年度より、382万2千円の増額、2億322万円を計上し、構成比は、2.6%となりました。項1、農業費

は、379万3千円の増額、1億7千912万9千円を計上。

130 ページをお開き下さい。項2、林業費は、前年度と同額の、4千円を計上。

項3、水産業費は、2万9千円の増額、2千408万7千円を計上しました。

134 ページをお開き下さい。款7、商工費は、前年度より、3千970万7千円の増額、1億1千287万3千円を計上、構成比は、1.5%となりました。

138 ページをお開き下さい。款8、土木費は、前年度より、7千985万9千円の減額、6億101万6千円を計上、構成比は、7.8%となりました。項1、土木管理費は、6千542万2千円の減額、2億4千689万円を計上。項2、道路橋梁費は、3千531万6千円の減額、1億6千753万4千円を計上。

140 ページをお開き下さい。項3、河川費は、2千50万5千円の減額、8千716万4千円を計上。

142 ページをお開き下さい。項4、港湾費は、3千949万9千円の増額、6千205万5千円を計上。項5、住宅費は、122万7千円の増額、2千329万2千円を計上。

144 ページをお開き下さい。項6、都市計画費は、65万8千円の増額、1千408万1千円を計上しました。

148 ページをお開き下さい。款9、消防費は、前年度より、5千421万2千円の増額、3億8千611万2千円を計上、構成比は、5.0%となりました。

156 ページをお開き下さい。款10、教育費は、前年度より、3億3千510万1千円の増額、11億2千949万5千円を計上、構成比は、14.7%となりました。

項1、教育総務費は、1千796万7千円の減額、1億9千612万1千円を計上。

158 ページをお開き下さい。項2、小学校費は、4千861万8千円の増額、1億4千140万6千円を計上。

162 ページをお開き下さい。項3、中学校費は、3億923万9千円の増額、3億8千429万円を計上。

166 ページをお開き下さい。項4、幼稚園費は、573万6千円を減額、1億484万6千円を計上。

168 ページをお開き下さい。項5、社会教育費は、174万6千円の増額、1億3千419万3千円を計上。

172 ページをお開き下さい。項6、保健体育費は、79万9千円を減額、1億6千863万9千円を計上しました。

178 ページをお開き下さい。款11、災害復旧費は、存目のみの計上でございます。

180 ページをお開き下さい。款12、公債費は、前年度より、1千929万4千円を減額、10億2千556万6千円を計上、構成比は、13.4%となりました。

182 ページをお開き下さい。款14、予備費は、前年度と同額の3千万円を計上

いたしております。なお、その後のページに資料といたしまして、給与費の明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書、債務負担行為に係る調書を掲載いたしております。地方債現在高の見込みに関する調書について、少し説明を加えてまいります。

191 ページをお開き下さい。最下段、一番下の合計欄で申しますと、前々年度、すなわち平成 23 年度末の現在高は、93 億 658 万 1 千円、それに平成 24 年度末の見込み額が、91 億 4 千 349 万円でございます。平成 25 年度の欄で、その起債見込み額が、9 億 550 万円と、元金の償還見込み額が、9 億 702 万 7 千円で、25 年度末の現在高は、91 億 4 千 196 万 3 千円と見込んでおります。

以上、簡単な説明でございますが、平成 25 年度一般会計予算の総額、歳入歳出それぞれ、76 億 7 千万円を計上いたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

暫時休憩を致します。1 時から始めます。

休憩 11 時 52 分

再開 13 時 00 分

議長（門 瀧雄）

それでは、午前に引き続いて開会致します。

日程第 14 議案第 13 号 平成 25 年度多度津町特別会計国民健康保険予算について、議案第 14 号 平成 25 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、神原君。

住民課長（神原 宏一）

議案第 13 号、議案第 14 号両議案を一括して、提案説明を申し上げます。

まず、議案第 13 号 平成 25 年度 多度津町特別会計国民健康保険予算についてでございます。予算書 195 ページをお願い致します。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,830,000 千円にしようとするものでございます。

前年度に比べ、120,000 千円、4.4%の増でございます。

第 2 条は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額を 300,000 千円と定めるものでございます。

第 3 条は、歳出予算のうち、保険給付費における予算の流用について定めるも

のでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入についてでございます。

204 ページをお願い致します。

款 1 国民健康保険税は、前年度より 9,410 千円減の 564,790 千円の計上でございます。項 1 一般被保険者国民健康保険税は、7,600 千円増の 507,500 千円、項 2 退職被保険者等国民健康保険税は、17,010 千円減の 57,290 千円でございます。款 2 国庫支出金は、前年度より 50,661 千円増の 625,776 千円の計上でございます。項 1 国庫負担金は、40,613 千円増の 440,301 千円で、内訳は、目 1 療養給付費等負担金 420,001 千円、目 2 高額医療費共同事業負担金 14,900 千円、目 3 特定健康診査等負担金 5,400 千円でございます。項 2 国庫補助金は、10,048 千円増の 185,475 千円でございます。内訳は、目 1 普通調整交付金 179,000 千円、目 2 特別調整交付金 6,474 千円目 9 出産育児一時金等補助金 1 千円でございます。款 3 療養給付費等交付金は、前年度と同額 160,001 千円の計上でございます。款 4 前期高齢者交付金は、前年度より 46,000 千円増の 835,000 千円の計上でございます。

206 ページをお願い致します。

款 5 県支出金は、前年度より 3,613 千円増の 110,300 千円の計上でございます。項 1 県負担金は、20,300 千円で、内訳は、目 1 高額医療費共同事業負担金 14,900 千円、目 2 特定健康診査等負担金 5,400 千円でございます。項 2 県補助金は、財政調整交付金 90,000 千円でございます。款 6 項 1 共同事業交付金は、前年度より 900 千円減の 313,600 千円の計上でございます。内訳は、目 1 高額医療費共同事業交付金 29,800 千円、目 2 保険財政共同安定化事業交付金 283,800 千円でございます。款 7 財産収入は、前年度と同額 300 千円の計上でございます。款 8 繰入金は、前年度より 30,042 千円増の 211,180 千円の計上でございます。項 1 他会計繰入金は、42 千円増の 161,180 千円で、内訳は、目 1 一般会計繰入金 106,468 千円、目 2 職員給与費等繰入金 44,911 千円、目 3 出産育児一時金等繰入金 9,800 千円、目 4 財政安定化事業繰入金、存目 1 千円でございます。項 2 基金繰入金は、前年度より 30,000 千円増の 50,000 千円でございます。款 9 繰越金は、存目 1 千円の計上でございます。款 10 諸収入は、前年度より 6 千円減の 9,052 千円の計上でございます。内訳は、項 1 延滞金、加算金及び過料 2,000 千円、項 2 保険税督促手数料 80 千円、項 3 預金利子 50 千円、項 5 雑入 6,922 千円でございます。

208 ページをお願い致します。

以上により、歳入は 2,830,000 千円の計上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

210 ページをお願い致します。

款 1 総務費は、前年度より 1,790 千円増の 45,311 千円の計上でございます。

項 1 総務管理費は、33,490 千円で、内訳は、目 1 一般管理費 30,044 千円、目 2 国民健康保険団体連合会負担金 3,446 千円でございます。項 2 徴税費は、10,984 千円、212 ページをお願い致します。

項 3 運営協議会費は 637 千円、項 4 趣旨普及費は 200 千円でございます。

款 2 保険給付費は、前年度より 93,900 千円増の 1,937,214 千円の計上でございます。項 1 一般被保険者療養諸費は、1,562,002 千円で、このうち、目 1 一般被保険者療養給付費は、1,540,000 千円、目 3 一般被保険者療養費は、22,000 千円でございます。項 2 退職被保険者療養諸費は、134,002 千円で、このうち、目 1 退職被保険者療養給付費は、130,000 千円、214 ページをお願い致します。

目 4 退職被保険者療養費は、4,000 千円でございます。項 3 審査支払手数料は、6,500 千円、項 4 一般被保険者高額療養費は、203,000 千円、項 5 退職被保険者等高額療養費は、15,500 千円、216 ページをお願い致します。

項 6 出産育児諸費は、14,710 千円、項 7 葬祭諸費は、1,500 千円でございます。款 3 後期高齢者支援金等は、前年度より 16,798 千円増の 307,830 千円の計上でございます。款 4 前期高齢者納付金等は、前年度より 176 千円減の 200 千円の計上でございます。

218 ページをお願い致します。

款 5 老人保健拠出金は、前年度と同額 120 千円の計上で、老人保健の精算分にかかるものでございます。款 6 介護納付金は、前年度より 9,200 千円増の 122,000 千円の計上でございます。款 7 共同事業拠出金は、前年度より 1,600 千円減の 343,415 千円の計上でございます。このうち、目 1 高額医療費共同事業拠出金は、59,600 千円、目 2 保険財政共同安定化事業拠出金は、283,800 千円でございます。款 8 保健事業費は、前年度より 37 千円増の 37,465 千円の計上でございます。項 1 特定健康診査等事業費は、27,988 千円、220 ページをお願い致します。

項 2 保健事業費は、9,477 千円でございます。款 9 基金積立金は、前年度と同額 300 千円の計上でございます。款 10 公債費は、存目 1 千円の計上でございます。

222 ページをお願い致します。

款 11 諸支出金は、前年度より 100 千円増の 16,143 千円の計上でございます。

項 1 償還金及び還付加算金 3,701 千円、項 2 繰出金 12,442 千円でございます。款 12 前年度繰上充用金は、存目 1 千円の計上でございます。款 13 予備費は、20,000 千円の計上でございます。

以上により、歳出合計 2,830,000 千円を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,830,000 千円とするものでございます。

次に、議案第 14 号 平成 25 年度 多度津町特別会計国民健康保険 直営診療所 予算についての提案説明を申し上げます。

予算書 229 ページをお願い致します。

第 1 条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,700 千円にしようとするものでございます。前年度の比べ 200 千円、0.8%の増でございます。

第 2 条は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による、一時借入金の借入れの最高額を 10,000 千円に定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算 事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入についてでございます。

予算書 236 ページをお願い致します。

款 1 診療収入、項 1 外来収入は、前年度より 100 千円増の 13,230 千円の計上でございます。内訳は、目 1 国民健康保険診療収入 3,600 千円、目 2 社会保険 診療収入 200 千円、目 4 一部負担金 1,600 千円、目 5 その他の収入 530 千円、目 6 後期高齢者医療診療報酬収入 7,300 千円でございます。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料は、前年度と同額 26 千円の計上でございます。款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金は、前年度より 100 千円増の 12,442 千円の計上で、国民健康保険からの繰入金でございます。款 4 繰越金、款 5 諸収入はいずれも、存目 1 千円の計上でございます。以上により、歳入合計を 25,700 千円とするものでございます。

次に、歳出について、ご説明いたします。

238 ページをお願い致します。

款 1 総務費、項 1 施設管理費は、前年度より 200 千円増の 18,780 千円の計上でございます。款 2 医業費、項 1 医療諸費は、前年度と同額 6,819 千円の計上でございます。

240 ページをお願いします。

内訳は、目 1 医療用 機械器具費 119 千円、目 2 医薬材料費 6,700 千円でございます。款 3 公債費は、存目 1 千円の計上でございます。款 4 予備費は、100 千円の計上でございます。

以上により、歳出合計 25,700 千円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,700 千円とするものでございます。

以上、議案第 13 号及び議案第 14 号について、提案説明をいたしました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 15 議案第 15 号 平成 25 年度多度津町特別会計公共下水道予算についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、矢野君。

上下水道課長（矢野 孝雄）

議案第 15 号 平成 25 年度 多度津町特別 会計公共下水道予算について提案説明を申し上げます。

予算書 247 ページをお開きください。

歳入歳出予算につきましては、第 1 条でお示ししてありますように、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算それぞれ 9 億 701 万 4 千円にしようとするものでございます。これは前年度比 1. 23%の減の 1 千 128 万 4 千円の減額でございます。

次に第 2 条の地方債につきましては、250 ページをお開きください。

第 2 表地方債で、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について定めるもので、限度額につきましては、4 億 2 千 680 万円を予定しています。

247 ページにお戻りください。

第 3 条の一時借入金につきましては、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定により、一時借入金の最高額を定めるものでございます。

第 4 条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第 220 条第 2 項のただし書きの規定により、歳出予算を流用することができる場合について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明を申し上げます。

254 ページをお開きください。

歳入予算でございますが、款 1 分担金及び負担金につきましては、前年度 457 万 2 千円より 192 万 6 千円減額の、264 万 6 千円を計上いたしております。款 2 使用料及び手数料につきましては、前年度 2 億 9 千 202 万 7 千円より 20 万円減額の、2 億 9 千 182 万 7 千円を計上いたしております。款 5 繰入金につきましては、前年度 2 億 4 千 559 万 5 千円より 5 千 985 万 7 千円減額の、1 億 8 千 573 万 8 千円を計上いたしております。款 6 繰越金につきましては、存目のみの 1 千円を計上しております。款 7 諸収入につきましても、項 1 預金利子及び項 2 雑入で、それぞれ存目のみの 1 千円を計上しております。款 8 町債につきましては、前年度 3 億 7 千 610 万円より 5070 万円増額の、4 億 2 千 680 万円を計上しております。これによりまして、歳入予算の合計を 9 億 701 万 4 千円とするものでございます。

次に歳出予算でございますが、256 ページをお開きください。

款1 総務費につきましては、前年度1億8千546万4千円より1千737万8千円減額の、1億6千808万6千円を計上するものでございます。その内訳としまして、項1 総務管理費は、93万5千円を計上するもので、日本下水道協会負担金などの管理的経費でございます。同じく総務費のうち、項2 業務管理費は、1億6千715万1千円を計上するもので、中讃流域下水道維持管理負担金などの維持管理的経費を計上しております。

258 ページをお開きください。

款2 下水道費につきましては、前年度3千561万2千円より1千456万9千円増額の、5千18万1千円を計上いたしております。これは2名の人件費と下水道整備事業費などでございます。なお、増額の主な理由といたしましては、県施工の流域下水道建設負担金の増額によるものでございます。

予算書260 ページをお開きください。

款3 公債費につきましては、前年度6億9千722万2千円より847万5千円減額の、6億8千874万7千円を計上いたしております。その内訳といたしまして長期債償還元金で5億2千720万円、利子で1億6千154万7千円をそれぞれ計上いたしております。なお、減額の理由といたしましては、長期債償還利子の減少によるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の総額を歳入歳出予算それぞれ9億701万4千円とするものでございます。

なお、予算書262 ページから265 ページに給与費明細書、予算書266 ページに地方債現在高の見込みに関する調書をお示ししてあります。

まことに簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第16号 平成25年度多度津町特別会計介護保険予算についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、山下君。

福祉保健課長（山下 俊和）

議案第16号 平成25年度多度津町特別会計介護保険予算について、提案説明を申し上げます。

予算書267 ページより、ご説明をいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億5,814万7千円とするものでございます。次に、第2条は、一時借入金の最高限度額を3億円と定めるものでございます。第3条では、歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただ

し書きの規定により、歳出予算の流用について規定するものでございます。

それでは、歳入の事項別明細書によりご説明を申し上げます。

予算書の 276 ページをお開きください。

款 1 介護保険料は、前年度より 2,100 万円の増額で、3 億 6,780 万円を計上しております。款 2 使用料及び手数料は、前年度と同額の 4 万 1 千円を計上しております。款 3 国庫支出金は、前年度より 5,842 万円の増額で、4 億 8,160 万 1 千円を計上しております。その内訳として、項 1 国庫負担金は、3 億 4,416 万 4 千円を計上しております。項 2 国庫補助金は、1 億 3,743 万 7 千円を計上しております。

款 4 支払基金交付金は、前年度より 5,320 万 5 千円の増額で、5 億 6,907 万円を計上しております。款 5 県支出金は、前年度より 953 万 8 千円の増額で、2 億 9,566 万 6 千円を計上しております。その内訳として、項 1 県費負担金は、2 億 8,770 万 4 千円を計上しております。項 2 県費補助金は、796 万 2 千円を計上しております。なお、昨年度計上いたしておりました、項 3 財政安定化基金支出金 1,261 万 8 千円は、これについては、平成 24 年度に限っての交付金でありましたので、平成 25 年度は計上いたしておりません。

278 ページをお開きください。

款 6 財産収入は、前年度と同額の 30 万 1 千円を計上しております。款 7 寄附金は、前年度と同様、存目 1 千円を計上しております。款 8 繰入金は、前年度より 4,811 万 3 千円の増額で、3 億 4,327 万円を計上しております。その内訳として、項 1 一般会計繰入金は、2 億 7,231 万 4 千円を計上しております。項 2 基金繰入金は、7,095 万 6 千円を計上しております。款 9 繰越金は、前年度と同様、存目 1 千円を計上しております。款 10 諸収入は、36 万円の増額で、39 万 6 千円を計上しております。その内訳として、項 1 延滞金、加算金及び過料、及び項 2 預金利子は、前年度と同額の 3 千円と 3 万円を計上しておりますが、項 3 雑入については、36 万 3 千円を計上しております。これは、地域支援事業の利用料等を本年度より予算計上することによるものです。

以上が、平成 25 年度の歳入予算でございます。

次に、歳出についてのご説明を申し上げます。

282 ページをお開きください。

款 1 総務費は、前年度より 644 万 7 千円の増額で、6,132 万円を計上しております。項 1 総務管理費は、3,826 万 1 千円を計上しております。項 2 徴収費は、380 万円を計上しております。項 3 介護認定審査会費は、1,886 万円を計上しております。

284 ページをお開きください。

項 4 趣旨普及費は、35 万円を計上しております。項 6 地域密着型サービス

運営委員会費は、4万9千円を計上しております。款2 保険給付費は、前年度より1億8,555万2千円の増額で、19億4,420万7千円を計上しております。その内訳として、項1 介護サービス等諸費は、17億1,011万2千円を計上しています。

288 ページをお開きください。

項2 介護予防サービス等諸費は、1億1,807万1千円を計上しております。

290 ページをお開きください。

項3 その他諸費は210万円を計上しております。

292 ページをお開きください。

項4 高額介護サービス等費は、3,403万2千円を計上しております。項5 高額医療合算介護サービス等費は、408万5千円を計上しております。

294 ページをお開きください。

項6 市町村特別給付費は、前年度と同様、存目1千円を計上しております。

項7 特定入所者介護サービス等費は、7,580万6千円を計上しております。款3 財政安定化基金拠出金は、前年度と同様、存目1千円を計上しております。

296 ページをお開きください。

款4 保健福祉事業費は、前年度より158万4千円の減額で、445万6千円を計上しております。款5 地域支援事業費は、前年度より22万1千円の増額で、4,695万4千円を計上しております。その内訳として、項1 介護予防事業費は、1,809万9千円を計上しております。項2 包括的支援事業・任意事業費は、2,885万5千円を計上しております。

298 ページをお開きください。

款6 基金積立金は、前年度と同額の30万円を計上しております。款7 公債費は、前年度より4万9千円の減額で、3千円を計上しております。款8 諸支出金は、前年度より4万9千円の増額で、40万6千円の計上をしております。その内訳として、項1 償還金及び還付加算金は、40万4千円を計上しております。

300 ページをお開きください。

項2 延滞金、及び項3 繰出金は、それぞれ前年度と同様、存目1千円を計上しております。款9 予備費は、前年度と同額の50万円を計上しております。以上が平成25年度の歳出予算でございます。

誠に簡単な提案説明ですが、平成25年度特別会計介護保険予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億5,814万7千円を計上いたしております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第17 議案第17号 平成25年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算

についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、神原君。

住民課長（神原 宏一）

議案第17号 平成25年度 多度津町特別会計後期高齢者医療予算についての提案説明を申し上げます。

予算書307ページをお願い致します。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ323,620千円とするものでございます。前年度と比べ、620千円、0.2%の増でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借入れの最高額を50,000千円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明致します。

まず、歳入についてでございます。

314ページをお願い致します。

款1 後期高齢者医療保険料は、前年度より100千円減の249,300千円の計上でございます。内訳は、目1 特別徴収保険料174,100千円、目2 普通徴収保険料75,200千円でございます。款2 使用料及び手数料、項1 手数料は、督促手数料10千円の計上でございます。款3 繰入金、項1 一般会計繰入金は、前年度より735千円増の73,234千円の計上でございます。内訳は、目1 事務費繰入金17,995千円、目2 保険基盤安定繰入金55,239千円でございます。款4 諸収入は、前年度より15千円減の1,075千円の計上でございます。内訳は、項1 延滞金、加算金及び過料2千円、項2 償還金及び還付加算金950千円、項3 預金利子 存目1千円、項5 雑入122千円でございます。款6 繰越金は、存目1千円の計上でございます。

以上により、歳入合計を323,620千円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

316ページをお願い致します。

款1 総務費は、前年度より234千円減の4,890千円の計上でございます。

項1 総務管理費は、4,053千円、項2 徴収費は、837千円の計上でございます。款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より855千円増の317,680千円の計上でございます。款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金は、前年度より1千円減の950千円の計上でございます。款4 予備費は、100千円の計上でございます。

以上により、歳出合計323,620千円を計上し、歳入歳出予算の総額を323,620千円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第17号 平成25年度 多度津町特別会計後

期高齢者医療予算についての提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 18 議案第 18 号 平成 25 年度多度津町水道事業会計予算についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、矢野君。

上下水道課長（矢野 孝雄）

議案第 18 号 平成 25 年度多度津町水道事業会計予算について提案説明を申し上げます。多度津町水道事業会計予算書をご準備下さい。

地方公営企業会計に基づきまして、水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表は、消費税抜き、その他は、消費税込みとなっております。

それでは、平成 25 年度予算書について説明を申し上げます。

予算書 1 ページをお開きください。

予算書 1 ページに記載してあります、第 2 条業務の予定量といたしましては、(1)月平均給水栓数は 1 万 429 栓となりまして、前年度より 155 栓の増加を見込んでおります。(2)年間配水量は前年度に比べて 2.4%、8 万 6 千 m³減の 347 万立方メートルでございます。(3)1 日平均配水量は、9 千 507 m³の予定でございます。(4)主要な建設改良事業の配水設備工事費といたしまして、老朽配水管更新工事、配水管新設工事、消火栓新設及び移設工事などで 1 億 8 千 72 万 6 千円を計上いたしました。

この内容は、25 ページの資本的支出明細書に記載してありますので、後ほどご覧頂きたいと思っております。

次に第 3 条 収益的収入及び支出でございます。

収入、第 1 款 水道事業収益でございますが、前年度予算に対しまして、1 千 876 万円減の 7 億 1 千 470 万 1 千円を計上いたしました。その内訳といたしまして、第 1 項 営業収益は、水道料金の減収見込みなどにより前年度予算に対しまして、1 千 823 万 4 千円減の 6 億 9 千 722 万 2 千円を計上いたしました。

第 2 項 営業外収益は、1 千 747 万 8 千円を計上いたしました。

また第 3 項 特別利益として、老朽化した量水器を売却していくため、存目 1 千円を計上いたしました。

次に、支出でございます。

第 1 款 水道事業費用でございますが、前年度予算に対しまして 0.5%、383 万 8 千円減の 7 億 815 万 7 千円を計上いたしました。その内訳といたしまして、第 1 項 営業費用は、6 億 3 千 616 万 4 千円を計上いたしました。

第2項 営業外費用は、6千989万円を計上しました。

第3項 特別損失は、前年度と同額の10万3千円を計上しました。

第4項 予備費は、前年度と同額の200万円を計上しました。

なお、17ページから23ページにかけて収益的収入及び支出明細書を添付しておりますので、後ほどご覧頂きたいと思います。

次に、予算書の2ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございますが、第1款 資本的収入といたしまして、前年度予算に対し、51.2%、9千994万4千円減の9千537万7千円を計上いたしました。内訳といたしましては、第1項 企業債は、9千万円を計上しまして、これは配水設備工事費に充てるためのものでございます。

第2項 工事負担金は、537万7千円を計上して、これは消火栓新設移設工事の負担金で、一般会計からの繰入でございます。

次に、第1款 資本的支出といたしまして、前年度予算に対しまして27.9%、1億4千758万1千円減の3億8千226万7千円を計上いたしました。内訳といたしましては、第1項 建設改良費は、1億8千671万8千円を計上しまして、老朽配水管更新工事費、配水管新設工事費、消火栓新設移設工事費及び量水器の購入費でございます。

第2項 企業債償還金は、1億9千554万9千円を計上いたしました。

以上の資本的収入及び資本的支出の予算計上によりまして、第4条に記載しております、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億8千689万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額889万円、当年度損益勘定留保資金1億9千949万9千円、減債積立金4千212万2千円、建設改良積立金3千637万9千円で補てんするものがございます。

この内容につきましては、24ページ、25ページに資本的収入及び支出明細書を添付しておりますので、後ほどご覧頂きたいと思います。

次に、2ページの第5条、企業債でございますが、起債の目的は配水設備工事費で、限度額として9千万円を計上いたしました。

第6条、一時借入金として、一時的な資本不足を補うために、限度額5千万円を計上いたしました。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合につきましては、(1) 営業費用と営業外費用との間においても執行できる事を定めるものがございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、(1) 職員給与費は前年度予算に対しまして6.7%、515万5千円増の8千175万9千円を計上いたしました。

(2) 交際費は、前年度と同額の25万円を計上いたしました。

なお、職員給与費につきましては、8 ページから 13 ページに給与費明細書を添付してありますので、後ほどご覧になって頂きたいと思っております。

第9条、たな卸資産購入費限度額は、623万6千円を計上いたしました。

この内容といたしましては、営業費用の各目の材料費と材料売却原価の合計額に消費税を算入したものとなっております。

次に、14 ページをお開きください。

平成25年度水道事業予定損益計算書について、ご説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の予算計上によりまして、予定損益計算書の1. 営業収益は6億6千428万9千円で、2. 営業費用は、6億2千66万3千円となり、営業利益は、4千362万6千円です。また、3. 営業外収益は1千707万7千円で、4. 営業外費用は6千134万円となり、経常損失は、63万7千円です。5. 特別損失10万3千円、6. 予備費190万4千円を加算し、当年度純損失は264万4千円でございます。したがって、当年度未処分利益剰余金は、4億5千323万1千円となります。

次に、15 ページをお開きください。

平成25年度水道事業予定貸借対照表について説明をさせていただきます。

平成25年度の資本的収入及び支出の予算計上によりまして、水道事業予定貸借対照表、資産の部、1. 固定資産の(1)有形固定資産合計は、82億2千456万4千円となりまして、固定資産合計も同額の82億2千456万4千円でございます。

次に、2. 流動資産の流動資産合計は、5億1千985万円となりまして、資産合計は87億4千441万4千円でございます。

前年度予算に対しまして0.8%、7千418万9千円減額となります。

次に負債の部、3. 流動負債の合計は4千184万1千円となりまして、負債合計は同額の4千184万1千円でございます。

次に、資本の部、4. 資本金の資本金合計は51億6千311万4千円となりまして、前年度予算に対しまして22%、1億1千543万9千円の減額でございます。

5. 剰余金の(1)資本剰余金合計は30億7千334万1千円でございます。

(2)利益剰余金合計は、4億6千611万8千円となりまして、その内訳といたしましては、イ 建設改良積立金1千288万7千円、ロ 繰越未処分利益剰余金4億5千587万5千円、ハ 当年度純損失264万4千円の合計となっております。

したがって、剰余金合計は35億3千945万9千円でございます。その内訳といたしましては、資本剰余金と利益剰余金の合計となっております。

資本合計は87億257万3千円となり、負債資本合計は87億4千441万4千円でございます。

以上、誠に簡単でございますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。以上、誠に簡単でございますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 19 議案第 19 号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

政策企画課長、岡部君。

政策企画課長（岡部 登）

議案第 19 号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更についての提案説明を申し上げます。今回の改正は、法律名の変更と文言を付け加える修正に関するものでございます。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。

先ず、第 3 条、第 8 号中、介護保険法の次にこの法律の成立年、及び法律番号を加えるものであります。

次に、第 3 条第 10 号中、今回、自立支援法の一部が見直され、法律名も「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変更されたことに伴う改正であります。

これらのことについて、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係市町と協議の上、同組合規約の一部変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

1 ページをご覧ください。附則として、この規約は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 19 号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更についての提案説明とさせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 20 議案第 20 号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第 20 号 教育委員会委員の任命についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、多度津町教育委員会委員であります林野美香氏は、平成 25 年 3 月 24 日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き同氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定によりまして、議会の同意を求めるもの

でございます。

氏は、多度津町大字山階 1954 番地 4 にお住まいで、昭和 44 年 6 月 26 日生まれの 43 歳でございます。

また、氏は、P T A 活動に熱心であり、平成 21 年からは四箇小学校 P T A 会長としてご活躍され、その後、平成 23 年には多度津中学校 P T A 会長としてもご活躍されており、本町教育行政に対し保護者の立場からの豊富な見識を持った方で、平成 23 年 9 月 9 日に「教育委員」に任命されて以来、信頼も厚く精力的にご活動なさっており、教育委員会委員に最適任であると考えております。

なお、任期は、平成 25 年 3 月 25 日から平成 29 年 3 月 24 日まででございます。

よろしくご同意のほどお願い申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 20 号についてを採決いたします。

本案は、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

てを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております淀 龍夫氏の任期が、平成25年6月30日をもって満了いたします。つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、町内東新町2番22号にお住まいで、昭和15年9月14日生まれの現在72歳でございます。平成11年に大倉工業株式会社を退職後、民生児童委員や多度津町コンプライアンス委員など数多くの委員経験をもち、様々な分野で活躍されております。

また同氏は、地域の方々からの信頼も厚く、かつ、中立公正さを兼ね備えており、人権擁護委員として最適任と存じ推薦するものでございます。

なお、任期は平成25年7月1日から平成28年6月30日までの3年間でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、諮問第1号についてを採決いたします。
本案は、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。
日程第22 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
を議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。
丸尾町長。

町長(丸尾 幸雄)

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。
現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております池内靖子氏の任期が、平成25年6月30日をもって満了いたします。つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。
同氏は、町内大字道福寺640番地2にお住まいで、昭和21年8月21日生まれの現在66歳でございます。
経歴につきましては、有限会社 池内建設の役員であり、香川県生活研究グループ連絡協議会副会長や、明るい選挙推進協議会委員など様々な分野で活動されており、地域の方々からの信望も厚く、人権問題における理解や熱意を有しており、人権擁護委員として最適任と存じ推薦するものでございます。
なお、任期は平成25年7月1日から平成28年6月30日までの3年間でございます。
よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(門 瀧雄)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。
ここで、お諮りいたします。
本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。
これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (門 瀧雄)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、諮問第 2 号についてを採決いたします。

本案は、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

日程第 23 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長 (丸尾 幸雄)

諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員の竹内修子氏より、平成 25 年 6 月 30 日の任期満了に伴い辞意の申し出がありましたので、その後任として、篠原雅美氏を推薦いたしたいと存じ、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

篠原氏は町内本通三丁目 1 番 15 号にお住まいで、昭和 28 年 9 月 28 日生まれの現在 59 歳でございます。

経歴につきましては、昭和 52 年に (財) 阪大微生物研究会観音寺研究所を退職後、夫の経営する (有) 篠原電機商会を手伝いながら、多度津商工会議所女性部副会長として地域の方々からの信頼も厚く、かつ中立公正さを兼ね備えており、人権擁護委員として最適任と存じ推薦するものでございます。

なお、任期は平成 25 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、諮問第3号についてを採決いたします。

本案は、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

ここで、お諮り致します。

ただ今までに、提案理由の説明がされました議案で、議案第1号から議案第6号までの条例案と、補正、当初予算に関連する議案第7号から議案第18号までの18議案を総務教育常任委員会に、会議規則第39条第1項の規定により付託の上、審査することに致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、18議案を会期中の総務教育常任委員会に付託の上、審査することに決

定を致します。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了を致しました。

これにて散会を致します。

長時間、ありがとうございました。

閉会 午後 2 時 03 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 25 年 3 月 7 日
第 1 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記